

会 議 録 目 次

平成18年第4回海田町議会9月定例会（第1日目）

平成18年9月6日（水）午前9時00分開会

日程第1	会議録署名議員の指名について……………	4
日程第2	会期の決定について……………	4
日程第3	諸 般 の 報 告……………	5
	（1）議 会 報 告	
	（2）行 政 報 告	
日程第4	同意第2号 助役の選任の同意について……………	9
日程第5	認定第1号 平成17年度決算の認定について……………	22
日程第6	認定第2号 平成17年度海田町水道事業会計決算の認定について…	32
日程第7	一 般 質 問……………	35
	（延 会）……………	74

平成18年第4回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 平成18年9月6日(水)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 9月6日(水) 9時00分宣告(第1日)

4. 応招議員(14名)

1番	久留島元生	2番	三宅総一郎
3番	岡田良訓	4番	西田祐三
5番	渡辺善隆	6番	桑原克之
9番	西山勝子	10番	宮坂二郎
11番	河野道昭	12番	崎本広美
13番	前田勝男	14番	住吉充
15番	佐中十九昭	16番	原田幸治

5. 不応招議員(1名)

7番 多田雄一

6. 出席議員(14名)

1番	久留島元生	2番	三宅総一郎
3番	岡田良訓	4番	西田祐三
5番	渡辺善隆	6番	桑原克之
9番	西山勝子	10番	宮坂二郎
11番	河野道昭	12番	崎本広美
13番	前田勝男	14番	住吉充
15番	佐中十九昭	16番	原田幸治

7. 欠席議員(1名)

7番 多田雄一

8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

町	長	山岡寛次				
理	事	山本義彦				
企画部	長	永海房雄				
総務部	長	園山純				
福祉保健部	長	内田和彦				
建設部	長	児玉正克				
企画課	長	大久保裕通				
財政課	長	臼井真				
まちづくり推進課	長	木原晴彦				
総務課	長	西本徹郎				
税務課	長	朝倉登司雄				
生活安全課	長	金子幹雄				
住民課	長	植野敏彦				
福祉課	長	窪地満				
子育て支援室	長	寺田修康				
高齢福祉課	長	加藤一生				
保健センター	所長	岡田寿人				
都市整備課	長	久保伸一				
建設課	長	畠山隆				
下水道課	長	野間宏紀				
教育委員	長	瀧川昌俊				
教	育	長	正木洋			
教	育	部	長	中野潔		
学	校	教	育	課	長	青木基秀
生	涯	学	習	課	長	青木義和
参						木原正博
水	道	課	次	長	新浜憲治	
代	表	監	査	委	員	丹京哲也

- 日程第19 第57号議案 海田町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 第58号議案 海田町ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 第59号議案 海田町乳幼児等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 第60号議案 海田町重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 第61号議案 海田町老人医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第62号議案 海田町公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 第63号議案 平成18年度海田町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第26 第64号議案 平成18年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第27 第65号議案 平成18年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（原田）皆さん、おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、平成18年第4回海田町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第27に至る各議案でございます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、2番、三宅議員、3番、岡田議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（原田）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月8日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月8日までの3日間と決

します。

この際、執行部の出席を求めるため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前9時02分 休憩

午前9時04分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

執行部の方に申し上げます。本定例会の会期は、本日から9月8日までの3日間と決しております。

この際、先の臨時会で申し添えましたとおり、会期中は議会会議規則を遵守し、議会の品位を重んじるよう皆様方をお願いいたします。なお、議場の秩序を乱す場合があれば、秩序保持権により整理いたしますので、重ねて申し添えます。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第3、諸般の報告を議題といたします。

まず、議会報告でございますが、議会の動きとしてお手元に配付いたしております。その主なものについて報告いたします。7月12日から13日まで総務文教委員会が、7月20日から21日まで福祉厚生委員会が、同じく7月25日から26日まで建設産業委員会が所管事務県外調査をされ、それぞれ委員会報告書が提出されておりますので、ご参照ください。なお、8月29日から30日まで議会広報広聴調査特別委員会が県外調査をされましたが、報告書は12月定例議会で報告する予定です。次に、7月26日に国道2号東広島・安芸バイパス・広島南道路建設促進東京要望に私が出席しております。

次に、8月1日に安芸地区衛生施設管理組合議会の臨時会が開催されておりますので、安芸地区衛生施設管理組合議員の総務部長から報告を求めます。総務部長。

○総務部長（園山）それでは、議長から指名がございましたので、8月1日に招集されました平成18年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会臨時会について報告いたします。

付議事件につきましては、専決処分報告2件、専決処分の承認1件、補正予算1件でございました。報告第1号、専決処分の報告につきましては、広島県市町職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合規約の変更についてで、内容は、構成団体に大竹市が加わり、大野町、宮島町など6団体が脱退したことによるものでした。報告第2号につきましては、広島県市町公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数

の増加及び組合規約の変更についてで、内容は、同じく構成団体に大竹市が加わり、7 団体が脱退したことによるものでした。続きまして、議案第6号、専決処分の承認については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてで、内容は、職員の勤務時間について、休息時間を廃止して、休憩時間を1時間に改めるなどの改正を人事院規則とあわせて7月1日から施行するために、6月21日に専決処分をしたものの承認で、全会一致で承認されました。議案第7号、平成18年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、安芸クリーンセンターの焼却炉の運転で得られるエネルギーを電力に変換して、自家用に使用し、あるいは余剰の電力を売るための設備に要する経費3,706万5,000円から、それによって得られる電気料の削減額178万4,000円を減額した3,528万1,000円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ10億7,690万円とするものでございました。なお、来年度から、この設備による効果額は年間約2,600万円と見込まれております。全会一致で可決されました。以上で報告を終わります。

○議長（原田）以上で議会報告を終わります。

続いて、行政報告について町長より申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長（山岡）皆さん、おはようございます。本日は多忙のところ、ご参集いただきまして、ありがとうございます。6月定例議会後の行政執行の状況についてご報告いたします。

初めに、町内循環コミュニティバスについてでございますが、8月1日から、アンケート調査等において町民の皆様からご要望の多かった東広島バイパスや大正町・南大正町を経由するため、東広島バイパスを境として北コースと南コースに分割し、一巡する新たなルートにより実験運行を行っております。利用実績でございますが、8月は7月よりも若干減少しており、1日平均乗車人員は約112名となっております。

次に、海田総合公園の指定管理についてでございますが、今議会に海田町公園条例の一部改正条例案を提出させていただいております。このたびの海田総合公園の指定管理者については、公募により募集し、選定する予定としております。この条例の公布後の9月19日から募集要領及び仕様書を配布し、10月5日から10月20日までの間に申請書を受け付ける予定としております。選定後は、指定管理者の指定について次の12月議会に提案することとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、海田総合公園の名称につきましては、正式名称である「海田総合公園」とあわ

せて、名誉町民であります織田幹雄先生の功績を顕彰し、その名前を後世に伝えるため「織田幹雄スポーツフィールド」という通称名でも呼ぶこととし、10月9日に海田総合公園で開催する町制施行50周年記念イベントの日に発表したいと考えております。

次に、道路の愛称募集についてでございますが、6月から7月にかけて広報等を通じて募集を行ったところ、県内外から132名の方々からご応募があり、選考の結果、中店小学校線については「ひまわり通り」に、また新開蟹原線については「はなみずき通り」に決定いたしました。このたび決定した愛称につきましては、10月9日に開催される町制施行50周年記念イベントにおいて表彰するとともに、今後、看板を設置するなど幅広く利用していきたいと考えております。

続きまして、町制施行50周年記念事業についてでございますが、8月25日にこども議会を開催いたしました。町内の小・中学校の児童・生徒20人のこども議員の皆さんから、子どもの目線からの貴重な意見を聞くことができました。今後の町政に生かしたいと思っております。続いて9月3日には、記念事業の一環として招致しました全国放送公開番組のNHK特別巡回ラジオ体操を海田中学校グラウンドにおいて開催いたしました。早朝にもかかわらず、約2,200名という多くの皆様の参加をいただき、盛大に催すことができました。

また、桜のオーナー募集につきましても、53人の応募をいただき、9月13日に抽選会を実施し、決定することとしております。今後も、10月9日の町制施行50周年記念イベントをはじめ、記念事業を多数予定しております。多くの皆様楽しんでいただける事業にしたいと思っております。

次に、梅雨時期の雨の状況でございますが、6月8日の梅雨入りから7月30日の梅雨明けまでの53日間の総雨量は413ミリで、例年とほぼ同じとなっております。そのほとんどが6月に降ったもので、特に6月15日から6月26日までの12日間の降水量は241ミリとなっております。幸いにも、道路の冠水や人的被害は起きておりません。今後の台風シーズンに備え、危険箇所の再点検等防災対策に万全を期し、災害の未然防止に努めてまいります。

また、9月1日の防災の日には、地震による大規模災害を想定した職員参集訓練を昨年に引続き実施いたしました。当日午前6時50分に安芸灘を震源とした震度6弱の地震が発生したと想定し、部長以上の災害対策本部員と、町内及び船越、矢野地区に居住する職員など約30名が徒歩または自転車で参集し、7時40分に災害対策本部を立ち上げま

した。実際に大規模災害が発生したとき、迅速に災害対策が行われるよう、今後とも訓練を重ね、危機管理意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、消防事務を広島市に委託することについてでございますが、関係市町との協議が調いましたので、今議会に海田地区消防組合の解散について外3議案を提出させていただきますいております。

次に、空き缶等散乱ごみ追放キャンペーンについてでございますが、6月18日に海田町公衆衛生推進協議会及び自治会連合会と共催で瀬野川などの河川を中心に、町内一斉の清掃作業を実施しました。当日は、町内全域で約4,700人の皆さんに参加をいただき、空き缶等のごみが一掃され、大変きれいなまちになりました。また、7月1日から海田町美しいまちづくり条例を施行しております。今後も「きれいな町海田」をつくるため、引続き町民の皆さんとともに環境美化活動を推進してまいりたいと思っております。

次に、6月15日にひまわりプラザにおきまして、「共に生きる」をテーマに男女共同参画講演会を実施しました。講演は、晩婚化、少子化の中で女性の就業状況を踏まえ、男性・女性がそれぞれの違いを理解し、男女が輝く関係づくりを目指す内容で行われました。今後とも、男女が生き生きと生活できる社会の実現に向け、努力をしていきたいと思っております。

続きまして、8月23日にひまわりプラザにおきまして劇団「角笛」による影絵の児童劇を上演しました。当日は、保育所園児や親子連れ304人が観劇をし、楽しいひとときを過ごしていただきました。続いて、「みんなですすめる交通安全全国キャラバン隊」による、猪口特命担当大臣の交通安全メッセージの伝達があり、たくさんの親子連れの歓迎を受けました。今後とも、子どもの健やかな成長の場づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、平成14年10月8日に幸保育所で発生しました園児の事故につきまして、平成17年10月6日に海田町を被告として提起された訴訟につきましては、7回の審理を経て、9月7日に判決の言い渡しがある予定でございます。今後、判決の内容を踏まえ対処していきたいと考えております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業につきましては、計画を見直し、このたび、東地区及び西地区のまちづくりの素案がまとまりましたので、9月中に土地区画整理審議会を開催して、委員の方々にご報告申し上げ、ご検討いただいた事項を参考にし、地元の方々のご意見、ご協力を得ながら海田市駅南口地区のまちづくりに取り組ん

でまいりたいと考えております。

次に、海田市駅エレベーター設置工事についてでございますが、JRと工事实施の協議が調い、今議会におきまして契約締結についての認定をお願いしているところでございます。なお、エレベーター設置後の管理等につきましては、引続きJRと協議を進めてまいります。

続きまして、広島県営水道送水トンネル崩落事故による呉・江田島両市の断水に伴い、海田町では、保有しておりました「海田の水」500ミリリットルペットボトル4,800本を早々に呉・江田島両市に提供させていただきました。

以上、簡単でございますが、行政執行状況の主なものについてご報告いたしました。今議会には、同意1件、決算認定2件、契約認定1件、定款変更1件、消防組合解散に伴う関連議案4件、町道認定1件、条例廃止1件、条例制定1件、条例改正8件、補正予算3件を提出しております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（原田）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）日程第4、同意第2号、助役の選任の同意についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）同意第2号、助役の選任の同意について。現在空席となっております助役の選任の同意をお願いするものでございます。同意をお願いする者の氏名は、山本義彦さんでございます。経歴につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）それでは、同意第2号、助役の選任の同意についてご説明させていただきます。議案書の1ページをお開きください。前助役でありました久保田さんが平成16年9月30日付をもって辞職されて以来1年11カ月空席となっております助役について、山本義彦さんを助役としてお願いするものでございます。助役の選任につきましては、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を得て町長が選任するものでございます。

それでは、山本義彦さんの経歴についてご説明いたします。住所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にお住まいでございます。生年月日は昭和〇年〇月〇日生まれで、現在〇歳でございます。職歴でございますが、昭和46年5月に海田町に採用され、衛生課、公害課、議会事務局、産業課、建設産業部監理課、民生部清掃事務所を経て、平成元年7月

から民生部福祉課長、平成4年10月から民生部保健課長、平成7年10月から総務部税務課長、平成9年10月から高齢福祉課長、平成12年10月から教育部長、平成16年4月から総務部長に就任され、平成17年3月31日をもって一たん退職されましたが、平成17年5月に理事として採用され、現在に至っておられます。このように、町職員として約35年にわたり精勤され、幅広い経験や豊富な知識を持って多方面にわたって活躍をされておられる方でございます。また、その行政手腕は町長の補佐役としての重責を十分担うことができる人物であると判断し、同意をお願いするものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。桑原議員。

○6番（桑原）3点ばかりお願いします。その第1点ですけれども、現時点において理事と助役、この2つの相違点をお尋ねしたいと思うんです。このことについては経緯はさておいて、今までの町の方の説明や議会での一般質問等のやりとりの中で私なりの解釈では、片や理事、一方では助役という、各職務の名称だけが違っているんじゃないかというように考えているわけです。要するに、現行の理事さんは17年4月28日付で、5月1日から施行されました海田町事務処理決裁規程の一部を改正する訓令というのがございますね。それで助役決裁等の特例を設けて、助役の決裁権限を理事に読みかえているということですね。この適用することから見て、実質的には両者の権限なり職務内容等は変わらないんじゃないかと解釈しているんです。したがって、理事という名の助役というように解釈しているんです。名前だけは理事さんですけれども、実質的には助役であるというように解釈しているんです。それがゆえに、人事権でオールマイティーの町長は、一職員として理事を任命し、現在までに至っているんだというように解釈しております。そこで、このことはさておいて、本件のことが再度同一人の方で上程されました。そこで、理事と助役との名称だけの違いではなくて、勤務面なり経済面なり、他の具体的な相違点についてまずお伺いいたしたいと思います。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）まず、身分についてでございますけれども、ご承知のように、理事職はあくまでも一般職員の一般事務職でございます。助役は特別職というふうな扱いの身分でございます。それから、理事と助役との相違ということでございますけれども、これにつきましては当然給与、報酬の方も変わってくるというふうなものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）でも、実質的に例えば月給なんかはどっちが安くてどうなのかということ、そういうことが知りたいわけです。それは後で回答してもらいます。3問までしかできませんので、次に行きますけれども、2番目に、実質的に権限なり職務内容等の範囲で余り差がないような理事さんで、かつ同一の人をなぜこの議会に助役の選任の同意を上程されたのか。タイミングといいますか、動機、理由、いろいろ事情があろうかと思えます。その辺の主な要因は何でしょうか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど総務課長が申しあげましたように、助役と理事との違いというのははっきりこれは明示していて、地方自治法にもはっきり書いてあります。そして、今回改めてお願いしたのは、対外的にも、広島県下でも助役のないまちというのはないんですね。私も1年余り1人でやってきましたが、人間生身でございまして、いつ何かあったときに皆さんに対して非常に迷惑をかけると。そういうことを含めて今回、山本理事を助役をお願いした経緯でございまして。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今回上程されたのと1年半前に上程された事情が違うのは、今申しあげました訓令があったか、なかったかという、その点だと思うんです。そういうことが今回の同意の点で大きく左右すると思います。そこで、助役に選任されたとした場合、同一人の理事のときと比較して、町が単独町政として取り組んでいる今の厳しい現実、行革なり財政健全化等の町政にどのように寄与して好影響を与えるものか、また、町民にとってどのような成果が期待できるのかというようなことについてお伺いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど申しあげましたように、海田町3万人の人口を抱えるまちとして助役というのは一応必要だと。私は、収入役の方は最初からこれはなくてもいいんじゃないかという、代行でいけるという考えを持ちまして今現在行っておるわけですが、対外的にも充て職的なものも町外、県内いろいろあります。特に広島県も80何町村あったのが23市町になった。その中で充て職的なことの仕事が物すごくあるんです。そういう、1人で限界があるという判断を含めて、安芸郡4町等を含めていろいろ協議をしても、ほとんどのところが全部助役を選任しておられるということを含めて、私の判断でさせていただきました。

じゃと。なぜそれを説明されんのですか。皆さんに納得いくようにそういう説明をしてみなさいや。どうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほど来、総務課長から、経歴も含めて、庁内のいろんな業務に携わってこられて、その実績と実行力とか、サポートとしての機能を十分兼ね備えているという判断のもとに私はさせていただきました。

○議長（原田）崎本議員。

○12番（崎本）そうじゃなしに、私が言うでしょう。自分にはサポートじゃなしに、何がこの人が必要だから、行政改革をやる、海田町をスリムにして日本一の海田町にするのならするで、この人がどういうことで必要か、それを町長の胸のうちをはっきり言うて。総務課長なんかにはそれはわかりやせんですよ。総務課長に皆任せたようなことを言われますが、私らは町長の意見を聞きたいんですよ。町長があと1年ちょっとあるんじゃが、海田町の町長に立候補して行政改革、行政をスリムにして、日本一の海田町なら海田町、みんなに負けんような海田町にするのに、この人が何が特徴があって、自分の補佐役で何が必要か、それを町長がはっきり明示させにやだめでしょうが。今までのとおり、私は言いますよ。それは説明せんでも、おまえらが判断するのならおまえらが判断せいと。わしはこれ以上は言われんと言われるのなら、それでええんじゃが、町長たる者は、私は言うんですが、町長も議員を長らくやって、何を改革せにやいけん、何をせにやいけん、十分町長も自分の意見を議員のときに言われました。それをもって何をせにやいけん、行政改革をせにやいけん、スリムにせにやいけん、町長の公約があるでしょう。その公約を守るためになぜこの人間が必要かということをはっきりここで説明したらいいんじゃないですか。総務課長らは最近総務課長になったばかりで。そうじゃなしに、わしは町長の意見を聞いて、活気ある町政をやらにやいけんでしょうが。皆さん思うておるように。課長や部長らが責任を持ってきちっと行政に携わるような人間になってほしいから、わしは言うんですよ。そこを町長がリーダーシップをとって、どうして必要か、なぜ必要か。皆さん、私は言うちゃいけんが、もうちょっと皆さんに活気ある町政をやってもらいたい。だから、私は町長に言うんですよ。皆さん活気がありやせんじゃないですか。海田町の1階へ来たら、ここの人間は皆、海田町はまとまって行政を、目は輝いておる、そういう町政をやってもらいたいから、わしは言うんですよ。だから、町長の公約があつたでしょう。私も知っていますよ。そのためになぜ必要かと

いうことをきちっとここで明確に答弁してくださいや、町長。わかるでしょうが。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）再度申し上げますが、私が町長にならせてもらって、私も議員を20年余りさせていただきました。そういう視点から海田町を見まして、スリム改革とか行政改革とか財政改革とか、いろんな改革がありました。しかし、その中で、行政の方では私も素人でございますので、いろんな行政の専門的な知識も要らなきゃいけない。そういうことを含めたり、対外的な、町と対市とか県とかいろんなことを踏まえて今回、山本理事を再びお願いすることにしております。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）13番、前田です。今の課長の説明によりますと、30有余年間本町に勤めて、非常に見識にたけたすばらしい人である、こういう説明ですが、先ほど説明の中でもありましたように、地方自治法162条、助役の仕事は議会の同意案件なんだと、こういうことなんですね。既に理事の名目で助役の仕事をしておるんですね。見識のたけた人がそういう間違っただけのことを、地方自治法にはっきり違反ではないですか。その考えについてどのように説明されるか。見識にたけた人が一般職で雇われて助役の仕事をしておる、おかしいんじゃないか。まずこれが1つ目。

それから、重ねて言いますが、今まで理事という一般職ですよ。助役は特別職なんですよ。一般職で採用した者が助役という特別職の仕事ができるのかどうか。162条との関係をどのように説明されるのか。まずその2点ほどをお答え願いたい。

○議長（原田）総務課長。

○総務課長（西本）まず、一般職員が助役の特別職の職務ができるかということでございますけれども、166条の方で兼職の禁止がございますので、これはできません。ですけれども、事務の取り扱いとしては行えるようになっております。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）2点目の、一般職の職員が特別職の仕事ができるかということですが、これにつきましては、助役の分掌の中に、庶務規定、訓令等に基づいて、長の権限に属する事務を専決・代決するという規定がございます。一般職につきましても、町長の事務につきまして専決権が与えられた範囲ではその事務を処理できますので、その範囲が同じであるという解釈です。

○議長（原田）前田議員。

○13番（前田）再度言いますが、いわゆる助役の仕事は議会の同意案件なんです。これを間違ってもろうておっては困るんです。同意案件が同意なしに助役の仕事をして、これは地方自治法違反じゃないですか。そういうことをやる人が見識にたけた人であるという、これが理解できない。この説明を願いたい。そういうことを今まで約1年余りほど、見識にたけた人が間違っただけをやっておる。ただ単に166条との関係でできるんだと。それは、できるんだというのは、助役の仕事は代行という形ができるのかもわかりませんが、助役の仕事そのものは同意案件なんだということ、ここら辺が解釈が間違っておるんですね、お互いが。理解がちょっと、法律解釈だから、いろいろあるかもわからんが。

それと、再度重ねて桑原議員からも出ておりましたが、理事という職は一般職なんですから。一般職は、先ほどもありましたように、助役の仕事はできないということではっきりうたわれておるわけですよ。それを職の規定か何かを勝手に町長の一存で変えて、助役と読みかえるということなんです。これは法律も何もなくなってしまう、要らないんですね、法律は。そういうようなことをしておる人が見識にたけておると言われるから、わしは不思議なんだと。だから、その辺の説明ももう1回やってほしいということと、理事で助役の仕事ができるのか、162条との関係はどうなるのかということ聞いておるんです。もう1回説明願います。

○議長（原田）総務部長。

○総務部長（園山）まず、助役の仕事でございますが、地方公共団体の長の補佐ということでございます。一般職であろうと特別職の助役であろうと、これは補助機関でございますから、長の補佐をするというものでございます。それと、補助機関たる職員の担任する事務の監督というのがございます。これにつきましては、助役がその職務権限を持っておるといふふうに考えられております。それと、町長が不在の場合の法定代理というのがございます。これは、町長が欠けたときは自動的に助役がその担任をするという法定代理がございまして、理事職にはその法定代理の権限はございません。これは町の規則によって、両方が欠けたときの職務代理の規則で、今は総務部長ということになっております。

それから、見識にたけておる者が一般職の事務を云々ということでございますが、これにつきましても、先ほど申し上げましたように、決裁規定の中で、事務はすべて町長の事務でございますので、補助機関でございます。これをどの職員がどの範囲で専決を

するかということにつきましては、決裁規定でもってそれぞれ分けられております。その部分で、今、助役の専決する部分を読みかえて理事がするというふうにやっておるところでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。討論があれば許します。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）反対討論からお願いします。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。人事案件につきまして討論をいたすということは心は本来に痛みますが、同意第2号につきまして反対の立場で討論を行います。

今回の助役選任につきましては、2005年4月の臨時議会で否決となりました。同5月、町長付理事として採用され、1年数カ月、本日に至っておりますし、助役の事務決裁を理事が行っておられます。なぜ今、助役に選任することに議会の同意を求められるのか、真意をはかりかねております。また、4月の臨時議会後に海田しんぶん、発行者は日本共産党海田支部ですが、その記事の中に「助役を選任同意は、前総務部長であった山本義彦氏は、町長の要請と、町民の山積みする問題解決のため、一大決心し、34年間勤めた役場を3月31日付で退職し、臨みました。通常であれば全会一致で可決する見込みであったが、無記名投票の結果、6対8で否決されました。助役の選任について賛成をしたのは佐中、岡田、住吉、崎本、宮坂、もう1人の6名でした。後に確認」という記事でございます。今回、議員必携を見ておりますと、「記名投票を用いるか、無記名投票を用いるかは、出席議員からの要請がある場合のほか、議長の裁量による。無記名投票を用いた方がよいと思われるものには、人事問題、地域的問題等のように、個々の議員の賛否を明らかにしない方が、より公正な結論が得られるような場合が考えられ、逆に政治的な責任を明らかにした方が、より公正な表決が得られるような場合などに記名投票を採用することが考えられる」とありますが、なぜ無記名であったのに賛成議員の名前を町民に知らされたのか、私は疑問でなりません。

次に、6月の海田しんぶんでございますが、町長付理事と助役の関係で一般質問をした議員がいたわけですが、そのことを取り上げられながら、「単独町政を続けるためには、県やその他から助役を選任するのではなく、町のことや行財政に精通している町幹部の中から選出するのが最善と考えます。特に、町長の補佐役とし、また、町長の意向

を踏まえた現在の理事が適任と思います」という記事があります。その後、これは実行には移されませんでした。こういう行為がございました。それは「山本義彦氏を助役に推薦する議員有志。山岡町長誕生と同時に収入役不在の方針、そして、昨年10月から助役不在の中で多くの事務決裁を町長1人がすべて行うことは正常な状態ではありません。先の4月の臨時議会で助役承認の提案で否決され、ますます不正常的な状況が長引いています。山本義彦氏は町の行財政に精通する数少ない幹部の1人でもあります。そして、町長の意向を踏まえ、補佐役に一番適した人材でもあります。よって、山本義彦氏を助役に推薦しますので、適宜時期を見ながら、早いうちに助役承認の提案をされることを署名捺印し、連名で希望します。海田町議会」、ここに本来なら名前と捺印があったわけですが、あて先が「海田町長山岡寛次様」という事実でございます。このことは最たる行政介入ととられても仕方がない事実でございます。私は助役不在がいいとは決して思っておりません。財源が厳しい中、町を運営するためには町長のわき役として助役が必要と思っておりますが、以上のことより、賛成しかねまして、反対いたします。

○議長（原田）続いて、賛成討論を許します。住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。同意第2号、助役の選任の同意について賛成の討論をいたします。

今、まちはもろもろの厳しい案件が山積しております。その中で、町長以下、財政立て直しをはじめとする行財政改革に真剣に取り組んでおります。そのような中で、約1年11カ月と先ほど説明がありましたけれども、2年近く助役が不在であります。本当に厳しい案件の山積みする中で、町長に対する負担は極めて大きいものがあります。早急に正常な体制づくりをする必要があります。助役の条件といたしまして、今いろいろ質疑があったり反対討論がありましたけれども、助役は町長の身近な直接のすべてにわたっての補佐者であります。そして、町長が最も信頼できる者を助役にする必要があります。第1条件はやはり町長の信頼であろうと思います。2番目に能力の問題であります。これは各種の部課長等、あるいは理事を経験されたりして、経験豊富であります。先ほども説明がありましたけれども、そういう意味において、経験能力においては申し分ない。人物におきまして、最近こういう助役の推薦等がありまして、特に注意をしてながめておりますけれども、真摯な態度、礼節、それから、町とか町民に対する思いは十分であります。よって、助役の選任に同意するものでありますが、まちはもろもろの難しい問題をいっぱい抱えております。これを乗り越えるためには行政と議会がやっ

ぱり一体となって今の難関を乗り越えていかなきゃならないと思います。その意味において、町長がみずから推薦する人を助役にして、しっかり働いてほしいというふうに思うわけでございます。したがって、助役の選任に同意するものであります。議員諸氏の賛同、同意をお願い申し上げて、賛成の討論といたします。終わります。

○議長（原田）ほかに討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）討論なしと認めます。討論を終結いたします。

この際、この採決については、佐中議員外1名から記名投票にされたいとの要求と、前田議員外1名から無記名投票にされたいとの要求が同時にあります。したがって、いずれの方法によるかを会議規則第77条第2項の規定によって無記名投票で採決いたします。議場を閉鎖します。

（この間、議場の出入り口の閉鎖）

○議長（原田）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前9時54分 休憩

午前9時55分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は13名です。

投票用紙を配付します。

（この間、投票用紙の配付）

○議長（原田）念のためにもう1度申し上げます。記名投票に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。白票の場合は、会議規則第79条の規定により、本件に反対として取り扱います。賛成と書くか、反対と書くようにしてください。ほかのことを記載されると無効票になりますので、ご注意ください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（この間、投票箱の点検）

○議長（原田）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長（飯森） 1 番久留島議員、 2 番三宅議員、 3 番岡田議員、 4 番西田議員、 5 番渡辺議員、 6 番桑原議員、 9 番西山議員、 10 番宮坂議員、 11 番河野議員、 12 番崎本議員、 13 番前田議員、 14 番住吉議員、 15 番佐中議員。

○議長（原田）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、9番西山議員、10番宮坂議員を指名します。なお、立会人は筆記用具などを持ち込まないようにお願いします。立会人の立ち会いをお願いします。

（この間、開票事務）

○議長（原田）投票の結果を報告いたします。投票総数13票、有効投票数13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成6票、反対7票です。以上のおり、賛成が過半数を超えていません。よって、同意第2号については記名投票にしないことに決定します。

以上の結果、過半数が得られなかったので、再度、いずれの方法によるかを会議規則第77条第2項の規定によって無記名投票で採決いたします。

ただいまの出席議員は13名です。

投票用紙を配付します。

（この間、投票用紙の配付）

○議長（原田）念のため申し上げます。無記名投票に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、本件に反対として取り扱いますので、ご注意ください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

（この間、投票箱の点検）

○議長（原田）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

○議会事務局長（飯森） 1 番久留島議員、2 番三宅議員、3 番岡田議員、4 番西田議員、5 番渡辺議員、6 番桑原議員、9 番西山議員、10 番宮坂議員、11 番河野議員、12 番崎本議員、13 番前田議員、14 番住吉議員、15 番佐中議員。

○議長（原田）投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、11番河野議員、12番崎本議員を指名します。なお、立会人は筆記用具を持ち込まないようお願いいたします。立会人の立ち会いをお願いします。

（この間、開票事務）

○議長（原田）投票の結果を報告いたします。投票総数13票、有効投票数13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち賛成5票、反対8票です。

議場閉鎖を解きます。

（この間、議場の出入り口開鎖）

○議長（原田）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前10時11分 休憩

午前10時25分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

先ほどの結果ですが、いずれも過半数の賛成が得られないので、会議規則第77条第1項の規定により、議長がこれについて裁決をいたします。採決方法について、議長は無記名投票とすることに裁決いたします。

これより同意第2号、助役の選任の同意についてを裁決いたします。無記名投票で行います。議場を閉鎖します。

（この間、議場の出入り口の閉鎖）

○議長（原田）ただいまの出席議員は13名です。

投票用紙を配付します。

(この間、投票用紙の配付)

- 議長（原田）念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載してください。また、白票があった場合は、会議規則第79条の規定により、本案に反対として取り扱いますので、ご注意ください。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（原田）配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(この間、投票箱の点検)

- 議長（原田）異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長の点呼に応じて順次投票願います。点呼を命じます。

- 議会事務局長（飯森）1番久留島議員、2番三宅議員、3番岡田議員、4番西田議員、5番渡辺議員、6番桑原議員、9番西山議員、10番宮坂議員、11番河野議員、12番崎本議員、13番前田議員、14番住吉議員、15番佐中議員。

- 議長（原田）投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長（原田）投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

これより開票を行います。会議規則第30条第2項の規定により、立会人に、13番前田議員、14番住吉議員を指名します。なお、立会人は筆記用具等を持ち込まないようお願いいたします。立会人の立ち会いをお願いします。

(この間、開票事務)

- 議長（原田）選挙の結果を報告いたします。投票総数13票、有効投票数13票、無効投票数ゼロ。有効投票のうち賛成7票、反対6票です。以上のとおり、賛成が多数です。よって、同意第2号については、これに同意することに決定します。

議場の閉鎖を解除します。

(この間、議場の出入り口開鎖)

- 議長（原田）この際、ご紹介申し上げます。ただいま選任の同意をいただきました山本さんを本席に招致したいと思います。山本さんに入場していただいでください。

(この間、山本さん入場)

○議長（原田） それでは、山本さんより発言の申し出がございますので、これを許します。
山本さん。

○理事（山本） ただいまは助役選任同意の議決をいただきまして、その責任の大きさと重さに身の引き締まる、そんな思いがいたしております。私はこの海田で生まれ育ち、そして、こうして海田町の、自分のふるさとの公共の福祉と、それから発展のための仕事に携わらせていただくということに大きな誇りと喜びを感じております。これから海田町の歩む道は非常に厳しいものがあるかと思えます。私はもとより微力ではございますけれども、これまで培ってまいりました経験を生かしながら、町長の補佐役として全力を傾注してまいり覚悟でございます。議員の皆様方にはどうぞこれまで以上のご指導とご支援をいただきますよう心よりお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（原田） それでは、山本さんには助役という重要な職務に対し精進していただきたいと思えます。どうぞ本席にご着席ください。

暫時休憩をいたします。再開は10時50分。

~~~~~○~~~~~

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田） 休憩前に引続き本会議を再開いたします。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。認定第1号及び第2号については決算審査特別委員会に付託する予定ですので、ご協力のほどお願い申し上げます。

日程第5、認定第1号、平成17年度決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡） 議案に先立ちまして、議員の皆様方にあらかじめお渡ししておりました「平成17年度主要施策の成果に関する説明書」に多くの訂正箇所がありましたことについて、深くおわびを申し上げます。今後このようなことがないように、職員に十分指導してまいります。

それでは、認定第1号、平成17年度決算の認定についての提案理由を説明いたします。平成17年度海田町一般会計歳入歳出決算、海田町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、

海田町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、海田町老人保健特別会計歳入歳出決算及び海田町介護保険特別会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見を付して議会の承認をお願いするものでございます。

提案に当たり、平成17年度決算収支の概要を報告いたします。平成17年度一般会計決算額は、歳入総額73億1,954万6,000円、歳出総額70億8,571万6,000円で、歳入歳出差引き2億3,383万円の黒字となり、繰り越し事業に充てる翌年度に繰り越すべき財源3,739万2,000円を控除した実質収支も1億9,643万8,000円と、黒字となりました。公共下水道事業特別会計においても、歳入総額16億8,586万円、歳出総額16億4,464万1,000円で、実質収支は4,121万9,000円の黒字となりました。国民健康保険特別会計についても、歳入総額25億6,816万7,000円、歳出総額25億2,188万円で、実質収支は4,628万7,000円の黒字となりました。老人保健特別会計については、歳入総額22億3,570万1,000円、歳出総額22億7,953万6,000円で、実質収支は4,383万5,000円の赤字となりました。そのため、平成18年度の予算の歳入を繰り上げて不足分を補う繰り上げ補充の措置をとっています。介護保険特別会計については、歳入総額11億3,676万円、歳出総額11億1,351万5,000円で、実質収支は2,324万5,000円の黒字となっております。以上、平成17年度の各会計の決算収支の概要を報告いたしましたが、決算の内容につきましては担当者に説明させるとともに、決算書及び「主要施策の成果に関する説明書」を提出しておりますので、ご審議いただき、認定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）それでは、決算の内容につきまして「平成17年度主要施策の成果に関する説明書」によりご説明いたします。説明に先立ちまして、「主要施策の成果に関する説明書」を議員の皆様へ配付した後、多くの誤字脱字、数字の訂正が見つかり、差しかえをさせていただきましたことについて、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後このようなことのないよう十分注意いたします。

続きまして、「主要施策の成果に関する説明書」の記載内容について説明させていただきます。このたび、事業別予算を導入して初めての決算を迎えたのを機に「主要施策の成果に関する説明書」の様式を変更いたしました。それぞれの会計ごとに、前段で決算収支や歳入歳出の状況、繰り越し、債務負担行為の状況や財政構造などの全般的な事項について説明し、決算額の推移を新たに盛り込み、グラフ表示で増減の傾向を示しております。後段では、予算科目の事業の主なものについて、事業の目的と成果、決算額

の財源内訳と単位当たりの額、平成17年度の主な事業内容を記載し、単位当たりの額では事業ごとに住民1人当たりの決算額と一般財源額、受益者1人当たりなどの単位当たりの決算額と一般財源を記載しております。なお、一般的に言われている事業別行政コストとは異なり、人件費や施設の減価償却費は含まれておりません。事業別行政コストにつきましては、現在作成中のバランスシート及び行政コスト計算書が完成してから皆様にご報告する予定にしております。

それでは、一般会計から、平成17年度決算の内容についてご説明いたします。「平成17年度主要施策の成果に関する説明書」の3ページをお開きください。歳入の状況についてでございますが、一般会計歳入決算額一覧表の決算額は、欄外に注記しておりますとおり、地方財政状況調査の数値で作成しているため、決算書の決算額と異なるところがありますが、ご了承いただきたいと思っております。まず、歳入総額でございますが、73億1,954万6,000円で、前年度と比較し△14億252万8,000円、△16.1%の減額となっております。主な内容につきましては、1款の町税が40億2,917万円で、対前年度比6,882万4,000円、△1.7%の減額となっております。2款の地方譲与税につきましては1億8,276万5,000円で、対前年度比5,477万7,000円、42.8%の増額となっております。主な増減の理由は、三位一体改革による税源移譲の代替措置として所得譲与税が増額されたことなどによるものでございます。10款の地方交付税につきましても4億4,028万5,000円で、対前年度比8,059万5,000円、22.4%の増額となっております。主な増額の理由は、三位一体の改革による国庫補助負担金の一般財源化による基準財政需要額の増、臨時財政特例債への追い出し分の抑制などによるものでございます。14款の国庫支出金につきましては3億3,608万2,000円で、対前年度比△1,945万9,000円、△5.5%の減額となっております。15款の県支出金につきましては3億5,464万7,000円で、対前年度比2,302万2,000円、6.9%の増額となっております。18款の繰入金につきましては270万円で、対前年度比△2億4,897万1,000円、△98.9%の減額となっております。21款の町債につきましても8億590万円で、△12億1,180万円、△60.1%の減額となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。23ページをお願いいたします。23ページの一般会計目的別歳出決算額一覧表の決算額も、欄外に注記しておりますとおり、地方財政状況調査の数値で作成しているため、決算書の決算額と異なるところがありますが、ご了承いただきたいと思っております。まず、歳出総額につきましては、70億8,571万6,000円で、前年度と比較し△14億5,164万7,000円、△17.0%の減額となっております。主な内容に

つきましては、3款の民生費が19億943万円で、対前年度比8億8,914万1,000円、31%の減額となっております。主な減額の理由は、平成16年度決算に福祉センター整備事業費が含まれていたことなどによるものでございます。4款の衛生費につきましては5億6,436万円で、対前年度比2,202万円、4.1%の増額となっております。主な増額の理由は、平成17年度借入債の元金償還開始等による広域ごみ焼却事業負担金の増額によるものなどです。8款の土木費につきましては11億3,832万8,000円で、対前年度比6億1,629万7,000円、△35.1%の減額となっております。10款の教育費につきましても7億4,331万3,000円で、対前年度比△8,251万6,000円、△10%の減額となっております。

続きまして、35ページをお願いいたします。性質別の歳出決算額でございますが、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費につきましては35億7,347万3,000円で、対前年度比1億9,046万2,000円、5.6%の増額となっております。投資的経費につきましては6億6,537万7,000円で、対前年度比△15億7,369万1,000円、△70.3%の減額となっております。その他の経費につきましては28億4,686万6,000円で、対前年度比△6,841万8,000円、△2.3%の減額となっております。

続きまして、63ページをお願いいたします。63ページ以降がこのたびの変更点の個別事業の説明でございます。63ページではバス路線整備事業の説明でございます。ここで、申し訳ございませんが、決算書をお開きいただけますでしょうか。決算書の36ページをお願いいたします。決算書の36ページの右側中段に同じくバス路線維持事業158万3,000円がございますが、「主要施策の成果に関する説明書」の63ページはこの事業の説明となります。それでは、「主要施策の成果に関する説明書」の63ページの説明をさせていただきます。1の「事業の目的と成果」についてでございますが、バス路線維持事業は、乗り合いバス事業者の不採算路線の廃止を食いとめ、地域住民の生活交通手段を確保することを目的に、赤字路線の欠損額を助成するものでございますが、事業の成果として延べ4万304人の交通手段を確保することができました。次に、2の「決算額の財源内訳と単位当たりの額」についてでございますが、当該事業の決算額は158万3,000円でございます。事業に対する特定財源はございませんでしたので、158万3,000円の全額を一般財源で賄っております。その結果、不採算路線を維持するため、乗客1人当たり39円を支出し、住民1人当たり56円を負担したことになります。次に、3の「平成17年度の主な事業の内容」についてでございますが、芸陽バスの不採算路線の海田市駅から東部流通団地を結ぶ安芸南線の欠損額を、通過する自治体の運行距離数で案分して158

万3,000円を助成いたしました。以下、主な個別事業ごとに説明をしておりますが、個々の説明は省略させていただきます。

続きまして、公共下水道事業特別会計決算についてご説明いたします。273ページをお願いします。歳入の状況でございますが、歳入総額は16億8,586万円となっています。主な内容につきましては、使用料及び手数料が3億3,951万8,000円、国庫支出金が2億3,300万円、繰入金が3億1,608万2,000円、町債が6億2,700万円となっています。278ページをお願いいたします。歳出の状況でございますが、歳出総額は16億4,464万1,000円となっています。主な内容につきましては、事業費が8億3,212万2,000円、公債費が6億7,242万円となっています。平成17年度に汚水管3,480メートルを布設した結果、海田町の下水道は360.9ヘクタールが整備され、9,859世帯が処理可能世帯となり、下水道普及率は80.9%となりました。

続きまして、国民健康保険特別会計決算についてご説明いたします。295ページをお願いします。歳入の状況についてでございますが、歳入総額は25億6,816万7,000円となっています。主な内容につきましては、国民健康保険税が7億7,601万2,000円、国庫支出金が6億9,219万1,000円、療養給付費等交付金が7億9,389万円、繰入金が1億9,171万2,000円となっています。次に、301ページをお願いいたします。歳出の状況についてでございますが、歳出総額は25億2,188万円となっています。主な内容につきましては、保険給付費が17億3,344万円、老人保健拠出金が5億8,633万7,000円、介護納付金が1億3,835万1,000円となっております。

続きまして、老人保健特別会計決算についてご説明いたします。327ページをお願いいたします。歳入の状況についてでございますが、歳入総額は22億3,570万1,000円となっています。主な内容につきましては、支払基金交付金が13億5,353万2,000円、国庫支出金が5億8,310万3,000円、県支出金が1億4,721万6,000円、繰入金が1億4,943万7,000円となっています。次に、331ページをお願いいたします。歳出の状況についてでございますが、歳出総額は22億7,953万6,000円となっています。主な内容につきましては、医療諸費が22億3,514万6,000円となっています。なお、国庫支出金等の交付決定額の一部が平成18年度に交付されることとなり、△4,383万5,000円の赤字となりましたので、平成18年度の予算の歳入を繰り上げて不足分を補う繰り上げ充用の措置をとっております。

続きまして、介護保険特別会計の決算についてご説明いたします。341ページをお願い

いたします。歳入の状況についてでございますが、歳入総額は11億3,676万円となっています。主な内容につきましては、保険料が2億1,121万9,000円、支払基金交付金が3億5,929万3,000円、国庫支出金が2億6,115万3,000円、県支出金が1億3,771万9,000円、繰入金が1億6,330万4,000円となっています。348ページをお願いいたします。歳出の状況についてでございますが、歳出総額は11億1,351万5,000円となっています。主な内容につきましては、保険給付費が10億8,385万8,000円となっております。

以上、簡単ではございますが、平成17年度の各会計の決算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）以上で説明を終わります。平成17年度決算については、去る7月5日より14日まで監査委員が決算審査を行っております。お手元に配付しております平成17年度決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。丹京代表監査委員。

○代表監査委員（丹京）監査委員の丹京でございます。監査委員を代表いたしまして、先に提出しております平成17年度海田町各会計歳入歳出決算審査意見書について、その概要を申し上げます。

審査は、7月5日から14日にかけての4日間、海田町一般会計、海田町公共下水道事業特別会計、海田町国民健康保険特別会計、海田町老人保健特別会計、海田町介護保険特別会計のそれぞれ歳入歳出決算を対象として行いました。町長から送付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、各会計実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に適合して調製されているかを確認し、それらの計数を関係諸帳簿等と照合するとともに、予算の執行状況について、必要に応じて関係職員の説明を聴取する等により審査を実施いたしました。そうしたところ、いずれも関係法令に準拠して調製されており、それらの計数を関係諸帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められました。引続き、町民生活に密着した事業や少子・高齢化に向けた福祉施策の充実、さらに将来の展望を踏まえた事業を実施していくためには、財源の確保に一層努力を傾け、予算の執行においても経費の節減・効率化を図り、健全で弾力的な財政運営に努める必要があると考えているところでございます。以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧くださいまして、決算認定の参考にしていただければ幸いです。どうもありがとうございました。

○議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。決算の

認定につきましては、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定でございますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場でお願いたしたいと思っております。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○12番（崎本）まず、この決算審査意見書の2ページの（1）の一番下に「不納欠損額の発生防止に努めること」と書いてありますね。私は毎年これが気になりますけれども、「不納欠損額の発生防止に努めること」と毎年言われますが、この決算審査をされた中で、何かこれに努力された形跡があるか。いつもいつも書いてあるばかりで、何かの方法で努力された形跡があったか、なかったか。1つそれをお願いします。

○議長（原田）代表監査委員。

○代表監査委員（丹京）これは毎年掲げておるわけですが、不納欠損が毎年出てくるわけですが、収納には努力されておる実績はあるわけですが、幾らかやっぱり残っておりますので、それが残らないように努力してほしいという気持ちで書き上げたものでございます。

○議長（原田）ほかに質疑はございますか。西山議員。

○9番（西山）9番、西山です。単純ミスだと思うんですが、273ページと278ページですが、「予算額」となっておりますが、そこは決算額ではないでしょうか。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）273ページの「公共下水道事業特別会計歳入決算額一覧表」のところでございますか。確かに決算額でございます。済みません、訂正させていただきたいと思っております。

○議長（原田）西山議員。

○9番（西山）次の278ページもやはり「予算額」となっておりますが。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）決算額の誤りでございます。誠に申し訳ございません。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）随分訂正なさって、いろいろあるんですけども、まだ23ページもそうです。「予算額」になっているでしょう。見れば全部直ったんだということで、大変ご苦労さんでしたと言いたいところなんですけれども、この青い表紙に随分金がかかったんだと思います。こんなにぼろぼろまたミスプリントが出るようでは、まず決算資料全体として信用性を疑わざるを得ないということになりますので、もう1度よく見ていただ

きたいと思います。

それともう1点は、こっちの方の成果表なんです。私は2年ぶりにこの決算関係の、まだ決まっていませんけれども、何かそういう予定になっているんですけれども、成果表といいながら、成果そのものについてたった1行ぐらいしか、ちょろっとしか書いていないんです。中には何か成果と言えるかどうかわからんようなものも書いてあります。毎年私は言っていることなんです。例えば例で言いますと、本を購入します。かなり住民の方の意見を取り入れていろんな本を買い入れるわけです。それによって、幾ら本を買ったというだけしか書いていないんですよ、普通。そうではなくて、そういうことをやった結果、貸し出し数が増えたとか、そういうような成果みたいなものが書かれるのが普通の成果表なんじゃないかと私は思っております。だから、そういう点についてどのように考えておられるのか。基本的なことです。

それと、今、財政課長の方からいろいろご説明がありましたけれども、17年度の歳入歳出決算書の決算の意義からいって、予算に対して決算額なんです。それで、次年度の予算を組むときにそれを反映させるというのが大きな目的なんですよね。意義あることなんです。それで、成果表の方に目的別にいろいろ説明がありましたけれども、事業ごとに、なぜ決算額だけで、当初予算額を載せられないのか、それがどうもよくわからないんです。総務費以下、決算額だけでしょう。予算額を載せてもらわないと、どうなのかわからないんですよ、執行状況が。その点はどうですか。3点、お願いします。

○議長（原田）財政課長。

○財政課長（臼井）まず、1点目の成果の部分についてでございますが、これまでも桑原議員の方からご指摘がございました。今回につきましては、様式等を変更したこともありまして、できるだけ成果については加えるような形で考えておりましたが、すべてについて網羅できていない部分もあろうかと思っております。これは今後の注意事項として受けとめていきたいと思っております。

それから、ここに決算額だけが載っておるということについてのご質問でございますが、「主要施策の成果に関する説明書」は決算についてのご認定をいただくということで決算額を載せております。また、先ほどのご質問の件とあわせまして、今後この様式についてはまだまだ改良を加えていかなくてはいけないと思っておりますので、参考意見として聞かせていただきたいと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）そうおっしゃるんですけれども、様式は確かに変わっていますよね。2年ぶりに見るわけで、しっかり見ているわけですけれども、目的と成果というのでまとめられているわけですよね。今までは随分長い文章を書いておられたんです、成果のところも。だけど、今度は1行か2行しか出ていないでしょう。それで本当に「成果に関する説明書」と言えるのかどうか疑問に思っているので、今、検討して今後そういうことのないようにとおっしゃるんですけれども、この成果表の意義というもの、ほかの面でも手本になるようなところがたくさんありますから、その辺を勉強していただいて、納得するような成果表をつくっていただきたいと思います。

それと、今、説明があったんですけれども、この前の全員協議会の際に申し上げたんですけれども、目的別というのか、総務費以下のそういう点はダブっている点があるんじゃないかと思うんです。例えばいろんな関係の青少年指導事業とか何とか、いろいろ事業のそれごとにまとめておられるんですけれども、基本計画の中の予算の構成から見ると、この歳出歳入の予算の中でいろんなファクターがダブっている点があるんじゃないかということで申し上げているんです。割り切れない点があるんです。事業別に書きますと、これはどっちへ入れたらいいのかと。この前、認められたんですよ、そういうことが。だから、その辺をどっちかにする意味でも、科目別総務費とか何とかというところに予算額を入れてもらいたいわけです。言っていることがよくわからないかどうか。私はずっと前からそういうことを申し上げているんです。その辺はどうでしょうか。

○議長（原田）企画部長。

○企画部長（永海）まず、今回の事業別予算につきましては、基本計画のそういう整理の仕方と違いまして、ダブってはおりません。事業ごとに整理しております。それから、今おっしゃった予算額の部分につきましては、先ほど財政課長が申しましたように、決算についてご承認をいただくという話ですから、一応決算額で整理をいたしております。それで、予算との比較につきましては、決算書を見ていただければ予算との比較ができるようになっております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）何とでも言えるわけですけれども、決算の意義からいって、当初予算に対して決算がどうかということは一番大事なことなんです。ここを見て、じゃ、こっちを見るよと言われても、そんな手間暇かけるよりも、ちゃんと予算額を書けばいいじゃないですかということなんです。なぜ書かないんですかということなんです。それを

見て、予算額に対して決算額がこうなっているの、来年度はちょっと考えないといけないぞという、そういう反省の資料でもあるわけですから、その辺をよく考えていただきたいと思います。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。岡田議員。

○3番（岡田）3番、岡田です。この決算の意見書なんですけれども、2ページの特別会計なんかは特にそうなんですけれども、すべて収入未済額とか不納欠損がどんどん増加しておるといふふうには書いてあるんですけれども、創意工夫をして一段と収納に努めなければならないと書いてあるんですけれども、これはずっと今までもやられておると思うんですけれども、特に介護保険なんか、国保もそうなんですけれども、今年19%か何か上がったんですけれども、今の社会状況というんですか、住民税なんかもどんどん上がってくるというふうな状況の中で、例えば介護保険なんかは今から納入率というか、なかなか納入が難しいと思うんですけれども、こういうことに対して、不納欠損なんかの徴収努力をされるというふうには書いてあるんですけれども、実際にやはりそうはいつでも払えない人、社会状況からおられると思うんですけれども、これからどういうふうな徴収というか、ただ声を大にして臨戸徴収と言ってもなかなか難しいと思うんですけれども、これからまだまだ増えていくと思うんですけれども、こういうことに対してどういう施策というか、どういう格好で対応されていくのかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）不納欠損額の防止というよりか、滞納を少しでも減らしていくということであろうかと思えます。これにつきましては今年度、税務課の方に収納対策室という、それを専門にやっていく室をつくりまして強化したところでございます。今後、県に参りました職員、そういったいろんなノウハウを持って帰っております。それから、国税の職員の方を嘱託で今年度は雇用しておりますけれども、そういった方のこれまでのノウハウ、差し押さえ、あるいはそれを換価していく、そういったノウハウを活用しながら、それを強化して、滞納の起こらないよう、あるいはそういった処分を積極的にやっていくということに努力していきたいというふうに思っております。

○議長（原田）ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（原田）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（原田）日程第6、認定第2号、平成17年度海田町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（山岡）認定第2号、平成17年度海田町水道事業会計決算の認定について。平成17年度の水道事業につきましては、安定供給を行うため、施設の改良及び配水管網の整備を実施し、安全でおいしい水の供給に努めたところがございます。ご審議いただき、認定いただきますようお願い申し上げます。内容につきましては担当者から説明させます。

○議長（原田）水道課次長。

○水道課次長（新浜）それでは、認定第2号、平成17年度海田町水道事業会計決算につきましてご説明申し上げます。お手元の「決算報告書」の10ページをもとに概要を説明いたします。「決算報告書」の10ページをお願いいたします。

財政面につきましては、わずかではありますが、業務用の給水量が増加し、水道料金収入が前年度に比べ約100万円増収となりましたことに加えまして、主に人件費の削減をした結果、前年度を上回る約4,700万円の純利益を得ることができました。

次に、給水状況でございますが、年間総配水量362万405立方メートル、年間有収水量326万7,396立方メートルで、前年度に比べまして年間総配水量は2万6,803立方メートル、0.7%の増。年間有収水量は1万136立方メートル、0.3%の減となりました。

続きまして、建設改良事業でございますが、配水設備工事といたしましては、配水管の新設2件、老朽管の布設替5件、下水道工事に伴う移設工事5件、配水管復旧工事3件を実施いたしました。そのほか、3カ所の配水池に侵入防止センサーを設置し、また、町内一円に不断水仕切り弁を5カ所設置いたしました。浄水設備工事といたしましては、国信浄水場の倉庫建替え、受電設備の取りかえ、濁度計の取りかえを行いました。その他工事といたしまして導水管の布設替1件及び送水管防護工事を1件行い、建設改良の総事業費は1億4,315万円となりました。

財政状況につきましては、事業収益4億4,724万3,087円で、前年度に比較して963万7,731円、2.1%の減少となりました。一方、事業費用につきましては3億9,924万6,995円で、前年度に比較して2,262万2,533円、5.4%の減額となりました。以上の結果、収支差引き4,799万6,092円の純利益となり、前年度繰り越し利益剰余金316万1,885円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は5,115万7,977円となりました。資本的収支につきましては、収入総額1,722万4,706円に対して支出総額は1億8,835万3,646円で、差引

き不足額 1 億7,112万8,940円は当年度分損益勘定留保資金 1 億1,431万5,787円、建設改良積立金5,053万1,745円及び当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額628万1,408円で補てんいたしました。

以上で、平成17年度水道事業会計決算につきまして説明を終わらせていただきます。

○議長（原田）次長、今の報告の中で、給水状況、本文の（1）の4行目、年間有収水量は、我々がいただいております報告書には1万1,036立方メートルとあるんですが、1万136立方メートルとご報告されましたが、どちらが正しいのか、もう1度お願いします。次長。

○水道課次長（新浜）誠に申し訳ありません。読み違えでございます。正しくは1万1,036立方メートルでございます。失礼しました。

○議長（原田）それともう1点、財政状況の中で金額が我々の資料では万円までしか掲載がないんですが、円の単位までご説明いただいたんですが、報告書に基づいて言っていた方が、先のけた数が合いませんので、その辺は今後訂正をしてください。お願いします。

以上で説明を終わります。平成17年度海田町水道事業会計決算についても、去る6月27日より28日まで監査委員が決算審査を行っています。お手元に配付しております平成17年度決算審査意見書でございます。この際、代表監査委員から審査結果の概要報告をお願いしたいと思います。丹京代表監査委員。

○代表監査委員（丹京）それでは、引続きまして、先に町長に提出いたしました平成17年度海田町水道事業会計決算審査意見書につきまして、その概要を申し上げます。

審査は、6月27日、28日の2日間で実施いたしました。審査に当たっては、決算書類の計数が正確であるか、財政諸表が経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、経営活動が経済性を発揮して行われているかなどの点に主眼を置き、決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳簿及び諸表関係との照合・確認を行うとともに、関係職員の説明を聴取し、既に実施した監査・検査の結果も参考にして慎重に行ったところでございます。その結果、決算書及び附属書類は計数が正確で、財政諸表は経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。引続き、企業意識の高揚を図り、施設の運用管理面における諸経費の節減について一層努力し、効率的な経営に努め、計画的に事業を進めていく必要があると考えるところでございます。以上、簡単ではございますが、審査の概略を申し上げます。詳細につきましては意見書をご覧ください。

て決算認定の参考にいただければ幸いです。どうもありがとうございました。

- 議長（原田）以上で決算審査の報告を終わります。これより質疑を行います。水道事業会計決算の認定につきましても、例年のとおり、決算審査特別委員会において慎重審議していただく予定にしておりますので、質疑は大綱にとどめ、詳細については委員会の場をお願いいたしたいと思っております。それでは、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（原田）質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

この際、認定第1号、平成17年度決算の認定及び認定第2号、平成17年度海田町水道事業会計決算の認定につきましては、議長より発議をしたいと思っております。本件につきましては、議員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中といえども審議し得ることといたしたいと思っております。

なお、委員の指名につきましては議長にご一任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（原田）異議なしと認めます。よって、本件は、議員6名をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決めます。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員については、委員会条例第5条の規定により、2番三宅議員、4番西田議員、6番桑原議員、10番宮坂議員、12番崎本議員、15番佐中議員、以上6名を指名したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（原田）異議なしと認めます。よって、そのように決めます。

この際、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長・副委員長互選のため、暫時休憩いたします。委員の皆さんは委員会室の方へご参集ください。

~~~~~○~~~~~

午前 11時44分 休憩

午後 0時00分 再開

~~~~~○~~~~~

- 議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

ただいま決算審査特別委員会の委員長・副委員長の互選が行われましたので、その結

果についてご報告いたします。委員長に桑原議員、副委員長に三宅議員と決しております。以上で平成17年度決算の認定についてを終わります。

暫時休憩をいたします。再開は13時。

~~~~~○~~~~~

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。

日程第7、一般質問を行います。質問の通告がありますので、受付順に順次発言を許します。14番、住吉議員。

○14番（住吉）14番、住吉でございます。今日は2件ほど通告いたしております。

その第1番は、先般7月25日に西日本リレーシンポジウムというのに応募参加しまして、まちの魅力を発掘発信することの重要性を認識しましたので、一案を示しながら質問をいたします。最近私はこれに興味を持ちまして、広島市であるいろんなシンポジウムにここのところ4回ぐらい行きまして、大変ためになります。ついこの間「道路災害について」というのがありましたけれども、その4件の中でこのまちの魅力を発掘発信することについてシンポジウムがあったんですが、その中で特に私が関心を持ちましたのは、島根県と書いてあったが、あれは間違いで、鳥取県なんです。鳥取県の境港市に妖怪ロードというのがありますね。「ゲゲゲの鬼太郎」とか「妖怪百物語」とかね。水木しげるという漫画家がこのもとなんです、それをうまく発掘して境港市が非常に成果を上げておりますので、そのことを説明させていただきます。今の「中国地方の魅力発信 魅力いっぱい中国地方」と題してシンポジウムがあったんですが、その第2部でパネルディスカッションが行われました。各県から来た代表がパネラーとなっいろいろな説明されたんですが、その中で今の鳥取の境港市のことが非常に気に入りましたので、そのことを説明してみます。

水木しげるさんという人は鳥取の境港市の出身なんです。境港市というところは非常に寂れておりました。私は自衛隊を定年になってから何回かこのまちを仕事の関係で訪問しておりましたけれども、うまい魚があるので、昼飯はあそこへ行って食べようかというようなことで。ところが、寂れてシャッターがほとんど閉まっているような状況だったんですが、今この妖怪をネタにして、妖怪10数体を道路沿いに展示して妖怪道路と

いうのをつくっていったんです。それが案外功を奏しておりましたけれども、そのうちの何体かが盗難に遭ったんですね。盗まれた。それをマスコミがネタにして全国ネットで流したんです、とられたと。それがまた非常に功を奏して有名になったんです。有名になったものだから、妖怪を全国に寄附してくれんかと。1体が100万ぐらいするんじゃないんですが、寄附してくれと言ったら、20体ぐらい寄附してくれたと。大きなものですね。現在は119体あるとか言っておりました。そんなことで興味を持っておりまして、一回あの当時寂れたまちを見に行つてこようと思つておりましたけれども、まだ行つていないんですが、つい先般、福屋の駅前店においてこの「水木しげる妖怪ロード展」というのをやっておりましたので、見てきました。大したことはないなと思うんですが、やっぱりそういうものがプラスになるんですね。今は合併したりして人口5万人になっておるそうですが、年間100万以上の観光客が訪れておると。さらにどんどん増えておると。もうあれから2年目ですからね。というような状況であります。

そこで、町長さんをお願いしたいことがあります、我がまちもどこかに隠れた魅力があるんじゃないだろうかと思うんです。それを探し出して、要するに発掘して外に向かつて発信することが非常に大切ではないかなというふうに私は考えました。そこで、私のアイデアとして、これはお笑いになるかもしれませんが、今、瀬野川にナマズがわいておるといいますね。すごい数がおるそうです。私はこの間、見に行ったんですが、一、二匹しか見ておりませんが、普通ではなかなか見られんそうですが、前田さん方の前の方にはいっぱいおるということを聞いております。そういうことで、瀬野川の水はナマズに適しておるんだらうと思うんです。どこかのまちでやはりナマズを養殖して、その料理を開発して売り出しておるということが報道されまして、私は過去において議会でそれを取り上げたことがあります。ところが、今はベトナムでこのナマズを養殖して物すごい面白い状況にあると。それはどういうことかという、今ガソリンが高騰していますから、ナマズの脂肪1キログラムでガソリン1.5リッターぐらいに相当するエタノールというものがとれるんじゃないそうです。これはまた民間でやっておるんだそうですが、これからどんどんよくなっていくだらうというふうに報道されております。それから、ついでに言うておきますが、ブラジルあたりはサトウキビとかトウモロコシを使ってガソリンの代わりにエタノールか何か知らんですが、精製していくと、ガソリンの半値で賄えるんだそうです。だから、今、特にブラジル以下南米の方は今までアメリカの属国のようにしてばかにされておったけれども、今はアメリカに物すごい反発して

いますよね。アメリカの言うことを聞いていないんです、ブラジルあたりは。大統領も今はアメリカの大統領派じゃありませんし、アメリカ派じゃないんです。そういう状況になってきております。そういうことを考えますと、ごく一例を一案として取り上げたんですが、何かそういうことを考えていくことが大切じゃろうと思うんです。財政難だ、財政難だと言っておっても、町内には暗さばかりが伝わって、暗いムードが漂い、明るさが見えてきておりません。こんなところで、町長はここでまちの魅力を掘り起こして内外に発信することが、町民に活力を与え、町の活性化に役立つだろうと私は思います。町長にとって非常に重要な使命と考えるんです。財政が逼迫しておるから無理だということばかりじゃいかんので、町長はそこらのところで何かいいお考えをお持ちではないかと。お持ちでなければ、そんなことを考えていただきたいということでお尋ねいたします。

2番目は、過去の質問に対する答弁について確認をいたしたいということでありまして。大部分が私はいろいろ、このところ何回も質問しておりますが、「検討しております」「検討いたします」という答弁が返ってくるんですが、私が過去勤務しておりました自衛隊あたりでは、団長を前に私は作戦会議を担当しておりましたけれども、だれか部長あたりが「検討いたします」と言うたら、「何を言うておるか。検討とは、やらないということだ。はっきり結論を言いなさい」と。これは自衛隊の性格によるんですがね。すぐ結論を出してやらないと作戦には間に合いませんから、検討しよったんじゃ負けてしまうので。ということなんですが、若干町と趣を異にするかもしれませんが、やはり同じことのような気がするんです。「検討いたします」と言うてから結論が出たことがないというので、私は二、三取り上げました。今後もこういう問題は取り上げていきますが、今回は二、三取り上げておりますので、お聞きいただき、答弁していただきたい。

17年6月議会と9月議会の質問で尾崎川の排水能力のアップということを質問しましたら、6月議会の答弁では、早急に県に要求するとお答えになりましたけれども、9月の議会の答弁になったら1ランク落ちて、ポンプの増設は、県も財政難でございますので、護岸のかさ上げとポンプの段階的整備の2本立てで検討するとの回答を得たというふうに言うておられました。これも県が検討するという回答をしておるんですね。これは数段後退した答弁であったと思うんです。しかしながら、検討すると県が回答してから1年になりますので、財政難のときに黙っておれば放置されますので、その後のこの状況について進捗状況をお聞かせくださいということでありまして。

そして、その17年6月議会では畠山建設課長がいいことを言うたんです。尾崎川の浄化対策で、瀬野川の水を県が導水するというふうに言っております。それは平成18年度から実施する計画でありますというふうな答弁をされました。私は大変喜ばしいと。畠山課長は寝ておるんじゃないだろうね。目をつぶっておるが。目をあけて聞いてくれや、真剣に。だから、大方1年が来るんだから、1年というか、18年度ももう半分終わったんですから、ぼちぼち県の動きがあってもいいのではないかなと期待しておるんですが、その進捗状況をお尋ねいたします。黙っておったのでは言うてくれませんかね。

それから、平成18年3月議会では危機管理についてお尋ねいたしまして、その中で、危機管理で重要なことを広報で毎月半ページないし1ページを割いて、災害に関する知識として連載をし、町民に危機管理意識の高揚を図るような努力をすることをお願いしますと申しましたら、6月の町広報からそのことを取り上げてくれまして、大変喜ばしい結構なことだと喜んでおります。その中でさらに工夫をお願いしたいと思います。いつも私は申し上げるんですが、せっかく立派な内容であっても、町民の皆さんが読んでくれなかったら紙くずなんです。何もならない。だから、読んでもらうような創意工夫をしていただきたい。細かいことを書いておりますが、タイトルをこういうふうに変えたらどうかと。それは担当者も通告の中で書いておることに目を通してくれたと思いますので、ここでは余り細かいことは言いません。活字の大きさの問題とか色の問題とかを要求しておりますが、それはしっかり検討してください。検討じゃない、実行に移してください。

それから、その中で、8月号で津波浸水ハザードマップというのを上げてくれておりますが、これが県のハザードマップをコピーしたものじゃろうと思うんですが、小さいんですね。これは、私はある程度勉強しておるから、わからんこともないですが、町民の皆さんであのマップが本当に理解できるかということをよく考えてほしい。色分け、色区分によって1メートルとか1メートル50、あるいは2メートルないし3メートルが、堤防が切れたときに来るんだという説明はしておりますけれども、あの色を見てから町民の何十%の方が理解されたかということなんです。それから、出せばいいものじゃないんです。町民の皆さんが理解するように出していただきたい。せっかく半ページ割いて出すんですからね。

それと、その中で東南海とか南海地震ではおおむね4時間後に津波が来るだろうと書いておりますが、私の勉強した成果では、京都の津波予報センターとかというところは

2時間ないし2時間半だというようなことも上げておりますし、どれが本当なのかを県の資料だけでなしにやっぱり勉強されてやってほしい。

それから、ついでに申し上げておきますが、前の質問の答弁で、津波到来でもし間に合わなかったら、近くの公営施設の3階以上へ逃げなさいということを書いておりますし、臨海地域は矢野中学の方へ逃げたらどうかというのがちよろっとあるんです。よう勉強してほしいと思うんです。矢野中学なんていうのは矢野の方の人がいっぱい、やっぱり海田だけじゃなしに、近くの人も避難すると思うんです。

そして、臨海地域は海田中学が避難場所となっていますが、4時間ならこつこつ歩いて間に合うかもしれんけれども、もし2時間とか2時間半で来る場合は、高知沖の方で地震が発生して、その津波が2時間ぐらいで来るというなら、その時間のロスがあるんですね、情報が伝わるまでの。海田へ伝わってくるまでに1時間やそこらはロスがあると思うんです。今、津波がどこどこへ来ていますと。津波が来てからでは弱者は海田中学まで行くのは大変だと思うので、せっかく、間に合わなかったら公営の建物の3階以上へ逃げなさいというようなことを書いておられるんだから、最初からそういう弱者についてはひまわりプラザとか海田小学校とか海田中学校、海田高校も入っておるんですかね、避難場所が。その3階以上に逃げてくださいということが大切じゃろうと思うんです。そこらのところをよく勉強して、これを出すときには住民の皆さんに本当にわかりやすい内容で、注意を引くような内容で、読んでもらえる内容で出していきたい。出せばいいというものではないということを強調いたします。いろいろ申しましたが、そんなことで、これについてのご答弁をお願いいたします。終わります。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）住吉議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、海田町の魅力の発掘発信についての質問でございますが、町の魅力を掘り起こし、その情報を発信することは大変重要であると考えております。これまでも「海田町ひまわりめぐり」や「かいた歴史のさんぼみちマップ」などの冊子の作成、または「ひまわり煎餅」を町の特産品に位置づけるなどして、各方面に対して情報の発信を行っております。しかしながら、本町にはアピール性の強い観光資源や特産品がないのが現状であり、先般のこども議会でも町の魅力を高めるような事業を行ってはという質問もあったところでございます。

新たに町の魅力の開発に取り組んではとのご提案でございますが、町民の方々に継続

的に意欲と活力を与え、町の活性化に役立てるためには、それが町民の生活に定着する必要があることから、町内で積極的にボランティア活動をされている方々と一緒になって前向きに取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、過去の質問に対する答弁についての質問でございますが、1点目の尾崎川のポンプの増設と護岸のかさ上げの進捗状況につきましては、護岸のかさ上げは現在、河川管理者の広島県と協議を行っており、協議が調い次第、町道10号線の歩道改修工事とあわせて行っていきたいと考えております。

また、ポンプの増設につきましては、増設の事業主体である広島県が、ポンプの増設をするには多額の費用を必要とし、財政的にすぐ対応することが困難であるとの回答がありました。引続き要望活動は行ってまいりたいと思っております。

次に、2点目の尾崎川への導水計画の進捗状況でございますが、導水計画は、現在発注されている詳細設計が完了しましたら、瀬野川沿いの昭和公園付近の樋門や水路等の工事を行い、来年度から導水を開始する予定と聞いております。

次に、3点目の広報かいたに掲載の防災記事につきましては、タイトル、色彩、文字の大きさ、内容等をさらに精査し、一人でも多くの町民の方に興味を持って読んでもらえるよう、広報担当者と協議して工夫してまいります。

次に、津波の到達時間についてでございますが、実際に広島県の音戸の瀬戸から竹原区間は発生後約2時間30分程度で第1波が到達すると予測されております。海田に影響が出始めるのは約3時間20分後と予測されています。また、最高潮位に達するのは約4時間後と予測されております。

臨海地域における津波からの避難は、高台への避難が最も適切な方法とされています。しかし、高齢者や障害者の方は長距離の移動が困難な場合が考えられます。海田町地域防災計画では、海田西中学校、海田西小学校、海田高等学校、ひまわりプラザを海田西地区の災害に対する避難場所に指定しています。津波の発生状況に応じてこれらの施設を適切に活用していきたいと考えております。

また、民間施設の活用につきましては、先進地の実施状況を研究してみたいと考えております。

○議長（原田）住吉議員。

○14番（住吉）簡潔に再質問させていただきます。町長がおっしゃるように、海田は本当に観光資源とかに乏しいんですね。だから、本気になって取り組んで何かそういうも

のを発掘していただきたい。今、ボランティアとか、あるいは町のいろんな委員会等に諮っていきたいとおっしゃいましたが、まず、町の職員が相当おりますので、1問ずつアイデアを出してみよというふうなことも大切だろうと思います。それから、先ほどおっしゃったように、町民からの公募も求める。広報を通じて、何かいいものがあれば公募を求めることも大切じゃろうと思います。多数そういうアイデアを集めれば、1つぐらいいいものがあるんじゃないかなというふうに思います。町長も何かお考えだろうと思うんですが、今たちまち発表するようなことは難しいかもわからん。魅力の発信についてはそういうことです。

2番目に、過去の質問に対する答弁の中で、この間、下水道課に行って勉強させてもらったら、大変貴重な勉強になったというふうに自負しておりますが、尾崎川の排水能力のアップについて、今、マスコミでは毎日のようにテレビ等では報道しておりますが、超大型災害時代というようなことを言っています。ふだんも今までにあった災害を基準にしておいたのではもう間に合わんと。間に合わん場合にはどうするのかということも必要ですが、大きなものが来ると思うんです。大雨の際に、今、1時間当たりの雨量を何ぼを基準にしておるのか。二、三十ミリですか、ぐらいにしておるんじゃないかと思うんですが、大きいのは百十何ミリというようなのも来ていますから、こんなものには間に合わんのですけども、でも、最近になって、超大型時代になって、普通は60ミリだというようなことを言っております。それも、60ミリに間に合わせるためには大変な努力が要ると思うんです。予算もかかると思うんです。現在、前からお願いしてやかましく申し上げておるのは、上流地域の浸水を防止するためにカルバートボックスの大きなのを入れて、大立町の方までは余り浸水がなくなるような状況になってきた。ところが、その被害をこうむっておるのは下流地域で、一遍に水が出てきて浸水するというような状況になりつつあるんです。まだ今のところ余り大きな雨が降らないからもっておるんだらうと思うんですが。今の尾崎川の排水能力は矢野の樋門のところで毎秒9トン、警察署のところで毎秒2トンじゃというんですが、ちょっと老化いたしまして、最大毎秒1トン半ぐらいじゃということをおるんです。これは合計して10トン余りの能力しかないんです。ところが、いろいろ調べてみますと、上流から流れてくるのは現段階で1時間当たりの雨量が20ミリか30ミリぐらいでも30トンぐらい流れてくるんです。20トンぐらいはすぐです。県は18トンの能力アップを図ろうとしておりますけれども、何とか20トン近いから防げるんじゃないかなと私は計算しておりますけれども、そういう

ことから考えると、今の能力の倍以上の能力をアップしなければ間に合わんということですから、そういうことを今、一刻も早い能力アップの努力を要求してほしいと。黙っておったのでは、県も本当にお金がないんですから、やってくれませんのでね。何遍でもいいですから、大変な災害が起きるんだということをしつかり県に要求して、早い時期に今の能力をアップするように。かさ上げもいいですが、かさ上げと同時にポンプ能力のアップを要求いたします。以上です。ご答弁をお願いします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほどの1点目の魅力のある海田町ということで、私も今の鳥取の境港の妖怪ロードをこの間も向こうへ行つたついでに見たんですが、確かに非常に過疎化しておるんですが、水木しげるさんのああいうことでかなりまちおこしができたというふうに認識しておりますし、それじゃ、わがまちに何がいかということ、この間もこども議会でも子どもさんからもいろんな意見が出ておることを踏まえて、またひとつ公募でもして、何か海田町の魅力発掘のもとにしてみたいと考えておりますので、しばらく研究の課題にさせていただきたいと思ひます。

次に、尾崎川の件でございますが、先般も地域事務所の建設局の方へ参りまして、とにかくこの時期になったらどうしてもかなわんから早くしてくれというので、今、住吉議員がおっしゃったようなトン数の問題とか、今のつくっておるものへそのまま同じところへつくつたんじゃ用地のこともあるから、別個につくれば、矢野だけで能力を倍ぐらいにしたら30億ぐらにかかるといふことなんですけれども、実際に今、行政の方としてお願いするのは、とにかく一日も早くやってもらいたいということで再三、行くたびをお願いしておるんですが、何か聞くところによりますと、自衛隊の前を通って行きますので、何かいい方法がないかと思ひまして、先般も防衛庁の方の関係の方に相談に行ったこともございます、施設局の方へ。それらをあわせて、とにかく早くやってもらわんと大変なことになるんだということをお願いしておりますので、この陳情はしっかり続けてまいりますので、またよろしくお願ひいたします。

○議長（原田）次へ参ります。11番、河野議員。

○11番（河野）11番、河野です。町内放送についていろいろ聞いてみたいと思ひます。現在、町民に緊急的にやる放送をしたいというときに、放送といひますか、連絡をしたいというときには防災無線を使って放送をしております。しかし、この方法はいろいろ

問題がありまして、難聴の場所、また、全く聞こえない場所というのがあるわけなんです。この難聴とか聞こえない場所というのを聞こえるようにすると、今度は反対にまた聞こえよったところが聞こえなくなるというような、いろんな問題があります。そこで、これを解消する方法として、インターネットのホームページを海田町は持っておりますので、これを活用してやったらどうかと思います。特に告別式のようなときに、聞き漏らした、残念じゃ、済まんことをしたというようなことがよくあるんですが、問題があるのであれば、長時間でなくても半日程度ぐらいの短期間で削除してもいいと思いますが、その点、インターネット活用はまだまだやっていかなきゃいけないんじゃないかと思うんです。そこで、町長のお考えをお聞きします。以上。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）河野議員の質問に対して答弁いたします。町内放送についてのご質問でございますが、防災行政無線放送について住民の方々から、放送が聞き取りづらい、また、音量が大き過ぎるなどの苦情があった際には、職員が現地を確認し、良好な放送音質が保てるよう迅速に対応しております。しかしながら、スピーカーの設置箇所も限られており、また、地形や建物などの立地環境の影響もあるため、町内全域を良好な状態に保つことは限界があることも事実でございます。このため、平成17年度に「テレホンガイドかいた」にダイヤルインの機能を設け、電話やファクスでいつでも町内放送の内容が確認できるよう整備いたしましたところでございます。議員ご指摘の告別式等のインターネットでの情報提供でございますが、役場閉庁時において迅速に対応できないことや、ホームページは主に行政情報をお知らせする目的で設置していますことから、その性格にそぐわないなどの課題もあります。したがって、今後につきましてはテレホンガイドの一層の有効活用を図り、情報の周知に努めてまいりたいと考えております。

○議長（原田）河野議員。

○11番（河野）昨今、このインターネットを使っていろんな事件も起きることもありますが、いろんな活用の仕方があるようでございます。非常に近い将来、テレビもデジタルの時代に入ろうとしております。デジタルテレビの場合は双方向で信号のやりとりができるというようになっております。これは10月から始まるわけですが、このホームページのPRの仕方にまだまだ問題があるのではないかと思うわけですが、その普及の方法についてどのように考えておられるかをお聞きします。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保） 現在、町のホームページへのアクセス件数は月平均約8,000件ございます。今後のPRの方法でございますけれども、現在、町長のメールマガジンというのをホームページから登録できるようにしております。また、町のホームページにバナー広告という広告を載せて、だれからも親しんでいただけるようなホームページづくりを目指しております。今後につきましては、情報を速やかに更新するような方策等も考えて、より親しみやすいホームページ作成を目指していきたいと考えております。

○議長（原田） 河野議員。

○11番（河野） 先ほど町長は電話でいろんな情報を流すことができるようにしておると言うんですが、あれは言葉の発音が悪かったらもう聞き取れませんか、なかなか聞きたいことに答えてくれんの。やげが起きて切るようなことが私も何遍もあるんですが、音声を聞いてまたそれを文字にするというのは大変難しいことになろうかとは思いますが、現在使っておるのは余り、私が思うだけかもわかりませんが、効き目がないんじゃないかなと思うわけなので、それをまたホームページへ載せるというような方法ももっと近代的に活用ができるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の意見も聞かせてください。

○議長（原田） 企画課長。

○企画課長（大久保） テレホンガイドにつきましては、確かに議員ご指摘のような、使いづらいというようなご意見がございましたので、先ほども答弁いたしました。昨年度、システムの見直しをいたしまして、ダイヤルイン、ですから、電話をかけたら町内放送が聞き取れると。電話一本で町内放送の内容が確認できるようにつくり変えております。ということで、かなり使いやすくなったものと考えております。

○議長（原田） 河野議員。

○11番（河野） そのことで聞くんですが、電話一本で聞くというても、人間が答えるわけじゃないんですよね。だから、機械が人間の声を感知して答えるわけなので、感知の仕方がとんでもないような方向へ行ったりすることがあるわけなんです。だから、あれはもうちょっと幅広く町民から情報を得られて、改善すべきところはもうちょっと改善をされたらいいと思います。人間の声というのは、電話で言うた声と生の声とはまた違いますのでね。

○議長（原田） 15番、佐中議員。

○15番（佐中） 15番、佐中です。

平和と地方自治体の役割についてお尋ねいたします。現在、1つずつ見れば、そんなに平和が脅かされていないようでございますけれども、しかし、全体の流れや国際観や世界観で見ると、日本の平和が急速に危ぶまれている状況にあります。それは、憲法を変えようとする国民投票案にありますけれども、決定的には、憲法9条を変質させ、戦争できる国づくりに進んでいるところにあります。しかし、国民や町民の平和を守ることが地方自治体として最大の役割だというように考えます。どのように脅かされているのか、私が感じているものを具体的に挙げます。まず、イラク戦争。占領への参加と自衛隊派兵は、アメリカの大統領の言うがままに、何の大儀もないまま、最初から今日までずるずると送り込んでおります。このイラク戦争に参加した多国籍軍は43カ国。国連加盟国は191カ国ありますが、140カ国はこの戦争に反対していますし、世界の人口から見ても80%は反対です。賛成し、戦争に参加した母国でも、あの戦争は間違っていたというほど批判が高まり、ブッシュ大統領はだんだん支持率が下がっております。2つ目には、有事法制という名の戦争準備です。国内では有事法制を強行成立させ、日本自身が戦争のできる国に変えようとしております。日本は既に軍隊（自衛隊）と基地が存在し、これに有事法制が加われば、世界じゅうから戦争のできる国とみなされるわけです。そして、海田町でも決まった国民保護法等有事関連法案が通り、次々と準備されておりますし、また、これに反対したり抵抗したりする動きを封じ込めるといふねらいも持っております。そして、前回流れたけれども、共謀罪という法律も準備されようとしております。3つ目には、敗戦以来61年というのに、日本は米軍の軍事指揮下に置かれ、米軍の世界戦略のかなめの役割を果たし、日米の軍事的共同体制が強化され、基地も再編し、強化されようとしております。特に、岩国は米軍再編の先端であります。4つ目は、広島・長崎の経験を持ち、世界の核兵器廃絶の先頭に立たなければならないのに、それがアメリカの核の傘の下に身を置き、米国のたび重なる核実験にも抗議もしなければ、イラク戦争でのアメリカ・イギリス軍による劣化ウラン弾の使用も問題にしておりません。5つ目には、教育基本法の改悪の動きであります。「戦争の歴史的事実」や「日本の戦争責任」など、意識的に平和のことがだんだん減らされております。6つ目には、憲法9条の改悪で一気に戦争する準備をしております。イラクへの自衛隊派兵に見られるように、9条はほごにされかかっております。このように、一連の流れを見ると、戦争準備が着々と作り上がっております。住民の安全、健康や福祉を増進させるのが行政の基本であり、これを進めることが必要と思われれます。これを提起し、指摘いたしま

すが、地方自治体の役割と平和についてどのようにお考えですか、お尋ねいたします。

次に、高齢者・障害者の弱者対策についてお尋ねします。昨年から年金生活世帯などの高齢者の所得税が増税され、今年度から住民税が増税になりました。6月に納税通知が送付され、「税額が昨年に比べて10倍になった。間違いではないか」「これでは暮らしていくことができない」などの問い合わせがあり、国や町への怒りの声が寄せられております。収入が全く増えないばかりか、年金は物価スライドで減っているのに、税の計算は控除が減った分だけ所得が増えたことにされ、税金が何倍にも増えてしまったものです。計算上の税金が増えれば、それに連動し、国保税や介護保険料などにも影響し、二重の負担増を起こしております。しかも、定率減税の廃止など、今後も負担増は連続して押しつけられようとしております。事態は深刻で、高齢者の耐えられる限度をはるかに超えるものとなっております。よって、次のことを強く要求いたしますが、いかがでしょうか。

質問1。高齢者の大増税は中止し、今後の増税の凍結を国に求めることが緊急に要求されますが、いかがですか。

質問2。国の生活保護制度の見直しに当たって、基準を下げる改革に反対し、国庫負担率の向上を強く求めるものですが、いかがですか。

質問3。急速な増税となる高齢者世帯などに対し、負担軽減の措置や減免をし、緩和措置が必要でありますが見解をお伺いいたします。

質問4。国民健康保険税あるいは介護保険料に対し、新たに増税となった年金生活世帯に減免や緩和措置が必要ですが、見解を伺います。

質問5。介護保険料で65歳以上の1号保険に対し、新たな増税に伴う急激な負担増となる加入者に対し、軽減措置や緩和措置をしなければ、深刻な状況になっていると思いますが、どうですか、見解をお尋ねいたします。

質問6。また、今年度から実施された福祉医療制度の改正で、特に重度心身障害者医療費支給条例の一部改正で、これまで単町で行っていた所得制限なしを、広島県の制度に合わせて受給資格の認定に所得制限を導入したため、8月1日から、身障者1級から3級のマルAやマルBとAはこれまでより医療費負担が無料から有料となり、ボーダーラインの方々から悲痛の声と怒りの声が上がっております。私は、これを決める予算議会や委員会の際に、これらの該当する方々に事前に内容の説明をし、理解を得るようにと重ねて要求をしてきましたが、結果は、8月1日から資格が喪失するのに、7月27日に「受給者証の返還について」の通知のみだけある。これでは寝耳に水で、二重三重

に、また精神的にも経済的にも冷たい行政のやり方ではないか、このように指摘し、ご見解をお尋ねいたします。

質問7。これまで県の制度より町の持ち出し分を、町民の暮らしを援助してきたが、いきなりこれを実施すれば、定率減税の廃止で住民税は大幅に増え、その上、老年者控除、公的年金等控除、高齢者の住民非課税限度額の廃止、また、来年度も確実に定率減税もなくなり、悲鳴が聞こえております。どこかの政党が「年金100年は大丈夫」と定率減税の廃止を公約したが、結果は、年金は減らされ、税は大幅に負担、今度は医療費までも70歳以上の窓口負担が2割あるいは3割負担、またその上、混合診療で医療にまで格差を持ち込み、命のさたも金次第という時代を迎えます。このようなときにこそ町が援助し、町民の暮らしや命を守ることが必要であります、どのような見解ですか、お尋ねいたします。

質問8。急激な負担を避けるため、激変緩和措置や減免措置を行い、弱者救済のための制度を改めて設けてはどうか、お伺いいたします。

次に、循環バスについてお尋ねいたします。循環バスの運行は多くの町民が利用し、大変喜んでおります。さらにサービス向上に期待をしておるところでございます。来年度から本運転に移行する予定で進められておりますが、循環バスの運行の増便を提案し、ただすものです。私のこれまでの調査では、広島市、これは緑井線ですが、14便、呉市は60便、廿日市市は15便、三次市は16便、庄原市は11便、安芸高田市は14便、府中町は16便、坂町は13便、大野町は27回という、県内でも多くの循環バスを導入し、しかも、回数便もほとんど海田町より倍の便数であります。海田町も本運行に向けて循環バスの増便を提起するものですが、いかがですか、お尋ねいたします。

最後に、J R高架事業の見直しについてお尋ねいたします。海田町のまちづくりとJ R高架事業の関係で今後のまちづくりに大きく影響するJ R高架事業はどのようになっていますか、具体的にお尋ねいたします。

質問1。J R高架事業の進捗はどのようになっていますか。

質問2。昨年度、役場庁舎移転の調査をされ、その結果の公表を求めるものでございます。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）佐中議員の質問に対して答弁をいたします。

まず、1点目の平和と地方自治体の役割についての質問でございますが、日本国憲法

では、主権在民、基本的人権の尊重、恒久平和、議会制民主主義とともに、地方自治の原則が保障されております。国民主権、すなわち主人公である地域住民に対し、地方自治の原則を地域で具体化し、民主的自治体を確立することが地方自治体の責務であり、役割であると考えております。また、地域で暮らす人々の生命・財産を守り、健康・福祉を保持していくことが地域住民一人ひとりの平和につながり、ひいては恒久平和に広がっていくものであると考えております。

続きまして、高齢者・障害者の弱者対策についてのご質問でございますが、1点目の高齢者に対する増税凍結を国へ要求することにつきましては、税制改正に伴う負担増により、高齢者を取り巻く環境には厳しいものがあるということを認識しております。今後、県の町長会などを通じて国へ要望をしていきたいと思っております。

次に、2点目の生活保護制度の基準の引き下げの反対や国庫負担率の向上要求についてでございますが、生活保護制度は制度創設以来50年以上が経過し、国の社会保障審議会において見直しの論議がなされ、順次、保護基準の見直しがされてきております。国の制度の運用であり、町としては制度を判断することは難しいものと考えております。

次に、ご質問の3点目から5点目につきましては、負担増等による高齢者世帯などの方の厳しい状況については認識しております。このたびの税制改正の影響を受ける方に対しては激変緩和措置が図られており、町独自の減免や緩和措置については現在のところ考えておりません。

6点目の対象者への通知につきましては、重度心身障害者医療費に関する条例改正を3月議会で議決をしていただいたところですが、新たに所得制限を設けたことにつきまして対象外となられた方々への通知がおくれたことにつきましては、大変遺憾であり、ご迷惑をおかけしたと思っております。今後、制度改正に伴う住民の方々への周知につきましては遺漏のないよう、職員を指導してまいります。

7点目、8点目の、町の援助が必要ではないか、また、弱者救済のための制度改正をということについてでございますが、税制の改正等により高齢者や障害者の生活に大きな影響を及ぼしている状況については、これまでもご答弁しておりますように、認識しているところでございます。しかしながら、低所得者に配慮した減免措置や激変緩和措置が講じられており、新たな軽減措置については考えておりません。

続きまして、循環バスについてのご質問でございますが、高齢者をはじめ多くの町民の皆様に喜んでいただいております。定着しつつあると考えております。ご質問の運行回数

につきましては、運行回数に関する国土交通省の考え方によれば、本町の場合、北コースと南コースの2系統で各6便ずつの運行となるため、運行回数は12便ということになります。ご指摘の各地の事例でございますが、地域により運行距離や系統数等が異なることから、運行回数だけで利便性を比較することは困難であると考えております。本町ではこれまでに検討委員会の意見等も参考に、車両を増やしての増便や運行時間帯の延長等、いろいろな角度から検討してまいりましたが、いずれも経費の増額が伴うため、現在まで増便はせず、予算の範囲内で運行してきたところでございます。今後、本運行に移行する場合につきましては、現在の厳しい財政状況を勘案すると、増便することは困難であると考えております。

続きまして、I R高架事業の見通しについてのご質問でございますが、1点目の進捗状況につきましては、前回の議会でも申し上げましたように、事業はおくれぎみでございまして、現在は用地買収の段階でございます。事業全体の用地取得面積は約21.472平方メートルで、18年8月末現在の用地取得済み面積は約11.378平方メートルで、進捗率は53%となっております。各自治体の取得状況につきましては、海田町域が53.6%、府中町域は66.6%となっております。また、広島市については40%と聞いております。この事業は海田町の都市基盤整備には欠くことのできない事業であり、今後も広島市東部地区連続立体交差事業推進協議会幹事会等において、早期の工事着手について強く要望する中で、調整を図りながら事業を進めていきたいと考えております。

次に、2点目の庁舎移転についてでございますが、昨年度実施した予備調査では、公共補償基準に基づき、現庁舎の残地や隣接地、さらには現在地以外の場所の移転候補地や代替施設に関し、移転工法の検討や移転計画案の作成を行っております。また、概算補償額等を算定し、各々の経済性や立地性、さらには機能性や、別館施設である加藤会館との関連性等を総合的に比較検討しております。このため、この予備調査には具体的な概算補償費や移転候補地が明記されておりますので、これをそのまま公表すれば、今後の県との交渉に支障が生じる可能性があります。したがって、議員の皆様方には支障のない範囲内でご説明を行うよう検討してまいりたいと考えております。

先ほどの答弁で訂正をさせていただきます。21.472平方メートル、11.378平方メートルと申し上げましたが、正しくは2万1,472平方メートルでございます。また、1万1,378平方メートルでございますので、訂正をさせていただきます。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）平和の問題ですけれども、町長が今、答弁をされたように、日本国憲法に基づいて今の自治体が置かれている。今、国の動き等を見れば、憲法を変えようという動きの中で、中には加憲をすとか、あるいは憲法9条だけそのまま残すとかというような動きがありますが、しかし、アメリカの要望等を見れば、この憲法9条そのものを変えようというのが本質的なねらいなんです。私が一番心配するのは、ここの9条1項、2項を取れば、本当に戦争ということにすぐつながるといように思うんです。それはなぜかというと、イラク戦争のときも、憲法9条があったからこそそれ以上は、国際的に貢献するという形で参加をしたけれども、一線を越えられなかった。これは非常に憲法9条がそれで歯どめになったという大きな力があるんです。ですから、本当に今の憲法は日本の、あるいは世界の宝でもあるし、私は平和を維持するためにはここはどうしても欠かせないというように思うんです。特に公務員の人は、入るときには憲法を守るということを採用のときに契約して入るわけですから、本当に今の憲法を守っていく、そのためには即平和にもつながっていくわけです。しかし、それが脅かされておる例は、9条もそうじゃし、米軍が岩国へ再編するわけですね。今、戦闘機が30機ぐらい岩国にあるそうですが、これが137機、岩国へ寄ってくる。これが航空母艦で夜昼もなく発着陸の練習をしておかんかったら、国外へ出てそれがなかなか使えないということで、あそこが極東一の基地になるということで、大きくあの周辺は抵抗というか、反対運動を起こしておるんです。あわせて、自衛隊が防衛庁から省に格上げをすとか、今言うたような国民保護法であるとか、いろんな形でずっとがんじがらめでそれが今なされてこようとしておるんです。これは日本がアメリカのそういう仕組みの中へずっと仕込まれてきておるんです。私が一番気になるのは、やっぱり地方自治体が国のやり方を黙って見ておったのでは本当に守れないということなんです。もちろん国政の選挙があるじゃないかとかいろいろ言われるけれども、しかし、地方自治体の本当の役割は、住民の安全、健康、福祉を増進させる、これが地方自治体の役割なんです。この問題について本当に平和を維持しようと思えば、やっぱり町民挙げて、特に被爆国でもありますし、そういう面では、平和のために努力を惜しまない、この姿勢が私は大事ではないかというように思うんですが、どうですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）戦争のない平和な国というのは我々の願うところでありますし、また町民に、県民にとにかく安心・安定して生活が送れるような環境づくりをするのが我々の使

命だ、こういうように思っております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）増税の問題と今の戦争準備の問題、昔から切っても切り離されないという関係にあるわけです。特に戦前の問題は物資の提供とかそういうものだった。やっぱり軍備を強くしようと思えば、皆さんに負担をかける、あるいは労働力や労力を惜しまないというのが基本ですが、次に移りますけれども、高齢者や障害者の弱者負担、後ほど出ますが、住民、サラリーマンに対するすごい税の仕組みが今なされてきておるわけです。これも戦争準備と無関係じゃないわけです。ずっとそれが仕掛けられてきておる。それは今ここで解決しようと思ってもなかなかできないけれども、しかし、高齢者や障害者の弱者対策についてはできるわけです。私は調べてみましたけれども、ここ一、二年で老年者の控除廃止となって、65歳以上の方が所得税の50万円、住民税の48万円、これの控除が外されてすごい税金がかけられた。また、公的年金の控除、これは140万円から120万円に縮小して、課税の対象が大きく広がった。また、高齢者の住民税は非課税限度額を廃止されて、これが収入によってもまた違うわけですが、06年から08年にかけて非課税がなかなか少なくなって、課税対象が増えてくる。また、ご承知のように、定率減税が所得の20%、最大25万、住民税の15%、最大4万、これが06年で50%、07年で100%廃止される。このことによって住民の方々是非常にびっくりされてもおるし、国の制度でそれは決まったんだと言えはそれだけですけれども、しかし、それに関連する国保税であるとか介護保険であるとか、こういうのがずっと関連してきておるんです。ですから、それらの緩和措置、もちろん国のやり方に対して、小泉さんが言う構造改革、私は非常に国民を苦しめる構造改革、何もなかったというように思うんです。これを、国の制度を改めさせる、こういうことが必要だと思うんです。

考えてみるのに、政治は何のためにあるのか、今、本当に痛切にそのことを考えさせられるんです。合併問題もそうでしたが、地方自治体は何の役割をするのか、何のためにあるのか、また今こうした大きな税金をかけられて、税金を払うために生きておるといような感じがするわけです。ですから、低所得者の方が悲鳴を上げておる。特に消費税でもそうですね。消費税は今まで18年間払ってきたんです。私どもの計算によれば、1人165万払ってきたわけですが、国民の払った総額が175兆円、しかし、逆に法人税は、景気が悪くなったということもありますが、160兆円減税をしている。しかし、企業は物すごいもうかっておるんです。それは、雇用体系を変えてきた。今言う派遣会社から

中心に、要るときに必要なだけ人を入れる、要らないときは全部首を切られるとか、こういう形で企業は物すごいもうかってきたんです。史上空前の利益を上げてきておるのに、大企業に対する企業の減税は大幅にされて、国民にはどんどん押しつけてきておる。こういうところをやっぱり変えていかにゃいかんのです。その法のもとで、国がやっておるから仕方がないで海田町のそういう条例やら規約や要綱をつくって、直接皆さんに充てるんじゃないで、本当に政治はだれのためにあるか。町民の暮らしを支えるためにあるわけですから、町長が市町村会とかそういうところで大きく力を発揮してもらおう。もちろん安芸郡の中でもそうですし、広島県の中でもそうなんです。そうして暮らしを守るための政治姿勢でいかなければ、町民の暮らしを守れないというふうに思うんです。ですから、私はそういう姿勢を貫きながら、一遍に来たのは今の激変緩和というんですか、緩和措置、これをやっぱり1年、2年やるべきじゃと思うんです。今、町長はやらないと言われたんですけども、しかし、弱者に対する思いやりは私はどうしても必要だと思っんです。特に、先ほど言いました障害者の問題、ほんまに寝耳に水じゃったんですよ。1週間でそういう制度を打ち切られて、冷たい政治じゃなど。私も何人かは対応したけれども、障害者だけ押しつけたのではないんですよと。全体をやっぱりバランスをとるためにと。そこら辺は議会におりましたから、それは理解できるんですが、しかし、本当に弱い人を助ける立場で行政をやらんかったら、弱い人はどこを頼っていったらいいかということになるわけですね。やっぱり町のそういう行政を頼らざるを得ないわけです。私はそういう激変の緩和をやっぱりやるべきだと思っんです。もう1回お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）今ご指摘のように、少子・高齢化の波は、国の三位一体改革を含めている改革をやられても現実に起きているのが現状じゃないかと思っます。そうした中で、今の格差社会が大きいとか、新聞紙上でいろんなことが報道されていますが、我々町の行政としたら、必ず県があるわけでした、ただ単独に町でこれができるというものは限られたものしかないというふうに私は認識しておりますし、機会があるごとに町長会とか広島県の市町長会なんかを含めてそういう大きな議論をされるべきじゃないかというふうに私は考えていますので、またいろいろとそういう知識も踏まえて少し研究をして対処していきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）おっしゃられることはわかるんですが、市町村合併によって23になって、その中で何カ所かは県の制度でやったのを上乘せした行政を各市町村がやっておりますが、それが全部もがれたということで、何カ所かの市町は激変緩和のために1年、あるいは2年ぐらいは緩和措置をとっておるんです。海田町だけ何でできないか。しかも、私は新聞やインターネットでいろいろ見ると、海田町のそういう財政の指標はそんなに各市町村より劣っていない。むしろ県内でもトップクラスの財源を持って、条件もいいのに、県の制度でこうじゃと。いろいろスリム化、あるいは全体のバランスをとって下げていく。私はできる余裕が海田町にはあると思うんです。町長の腹構え一つですがね。よそもやっているんですし、行く行くはそれは県の制度一本でやろうというのでも、激変をみんなに緩和させようということでそういう制度をやったところがあるんですが、もう1遍お尋ねしますが、なぜそれをできないんですか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）こういう制度も、ご承知のように、いろいろ多岐にわたってございまして、現在でも海田町の身体障害者の問題のことにつきましても、海田町でもかなりよそより進んだことをやらせていただいているというように私は思っておるんですが、そういうことを含めて、安芸郡4町の町長会を含めて今度福祉事務所の設置ということも含めていろんなことを研究しておる段階でございまして、ただ1本の矢よりも3本の矢とか、サンフレッチェのようなこともありますので、そこらを含めて4町でまたいろいろと協議をしながら、いいものは早く学んで、悪いものは排他していくという考え方を持ってやっていきたい、こういうふうに考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）海田町単独でそれは多少の緩和措置はできるかもわかりませんが、しかし、基本的にはやっぱり国がむちゃくちゃなことを押しつけてきておるんですね。ですから、そこを変えん限りは、将来にわたって海田町のそういう行政、本当に町民のための政治がなかなか難しいところへ今来ておると思うんです。特に国の借金は700兆円を超えましたから、1人600万円ぐらいの借金があって、消費税も上げるわというような声もいろいろありますが、しかし、それを本当に国民や町民のために使わすような政治を申し出たり、あるいは要求をしたり、あるいはいろんなところでそのことを強く主張せにゃいかんというように思うんです。そのことを言って、その問題は終わります。

次に、循環バスの問題。いろいろ言われましたが、この問題について、海田町は今12

便ですよ。この12便も、今は試験運行ですけれども、いろいろ批判があるんですね。

1カ所行くのにぐるっと3分の2回らにゃ行かれんとかというなのがあって、私が考えるのに、一番最初にやった、もとに戻したのが一番抵抗が少なくて、それで最大限の増便が利用者にとっては一番いいのではないかというように思うんですが、その点はどうか、お尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）循環バスの問題も何回かルート変更とか、場所的にも何度も指摘もいただきながら、検討委員会なんかを含めていろいろやっておるわけですが、それぞれ地域によって自分の都合のいいところへとまってもらいたいとか通ってもらいたいとかありますけれども、海田町の場合は国道2号線や31号線、また県道とか町道とかの問題を含めて、割と運行する範囲が狭いんですね。その中で今、実験運行でいろいろと調査をしていますが、そこらを踏まえて、最終的に本運行に当たるまでにデータとか要望とかを踏まえながら決定していきたい、こういうように考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）循環バスの問題ですけれども、いろいろ検討されて、最終的には本運行で大体本数がほぼ決まると思うんです。しかし、1カ所だけなかなか不満というか、ルートそのものが遠いのがありますが、それはバイパスの関係なんです、いろいろ利用者等やらあの付近のを聞くと、上から回ってバイパスのところをある程度中学校の方まで行ってまた引き返してもらった方が、それでそういうコースをとった方が一番抵抗が少なくていいんですがねという声を聞くんです。全くそれも1つの案じゃないかと思いましたが。今は呉線の方、31号からずっと入ってもとに戻りよるでしょう。それを逆に山手の方から中学校の方まで行ってまた回ってきたらいいんじゃないかなという案も1つあるんですが、そこら辺も考えてもらって、その案で増便を、今もとへ戻ると8便だったと思いますが、それを10便とか12便、最大限努力をしてもらうことが非常に今後の循環バスの運営について町民から期待もされ、また弱者の救済、あるいは公的な機関の施設のそういう連絡ルートとして大きく期待されるのではないかと思います、その点はどうかお尋ねします。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁しましたように、実験運行の段階でいろいろと資料とかデータをとっていますし、また、町民からそういう要望も我々もまちで聞きますので、それ

らを精査しながら本運行に向けての準備をしていきたい、こういうように考えています。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）じゃ、最後にJR高架事業についてお尋ねしますけれども、私が聞きたいのはいろいろ差し支えがあるという部分ですけども、概算の問題にしても、あるいはJR高架事業によってこの庁舎が移転をする、その移転先、今まで何回か指摘してきましたが、ほぼ絞られたというように答弁の中から判断をするわけですが、1つは合同庁舎と、もう一つは中学校のプールの跡地、あと考えられるのは西小学校あたりかなと思ったりもするんですが、どちらにしてもそこら辺だと思うんです。そうすると、そういうまちづくりの基盤をつくるのに、この事業に早く着手することが町民に展望を与えることにもなるし、夢と希望を与えることにもなるわけですね。このまま広島県が消極的、また広島市が青崎部分は金がなくてなかなかできない。今の答弁でも、40%ぐらいの土地買収。このままずっと待っていると、ここ10年、何ら見通しができないというか、ずるずるといってしまうようなんです。そうすると、まちづくりの基本がなかなか進んでこないというように思うんです。私は、合併をしないでこの庁舎を広島県に主体事業主で補償もしてもらって、本当に町民のそういうよりどころというんですが、今のところのまちづくりを単独町政のもとでも安く進められるということをやっと主張してきておるんですが、やっぱり早くそのことの青写真というか、発表するというのが一番だと思うんです。財政難の中であっても計画的に、海田町のまちはこうなんだ、そして町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくんだ、単独町政の方が本当に暮らしやすいまちづくりの、ここをこうやるからこうなんだという展望を与えて、夢も与えることになるんですが、それがなかなか、財政難の問題もあろうし、周りの関係の自治体のそういう進捗状況のもとで海田町だけが発表できないという問題もあるだろうけれども、しかし、計画というか、それは今まで調査した中であるわけですから、そういう発表できるところは発表してほしいというのが私の気持ちなんです、それはどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）連続立体交差事業に対して庁舎の移転ということは非常に大きな課題です。先般も広島地域事務所の連続立体交差事業の所長さんにもお会いしまして、海田町の方はかなり用地買収も進んでおるし、地域の形もいろいろどうかといういろんな案が出てくるから、早くそれを進めてもらいたいという願いをした結果、庁舎の移転については本庁との話になるだろうというふうな指摘をいただきましたので、本庁の方へこの間

行きまして、とにかく、先ほども答弁しました中にありますように、加藤会館も含めての海田町の町の行政のあり方を見ていただく、それによって、どのぐらいの予算規模でこういうことになるということを早急に調査してくださいというふうな申し入れをしておるところでございます。そして、ある程度の指針が出ましたら、ぜひ皆さん方にも候補地を含めて発表していきたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）佐中議員。

○15番（佐中）この間、全員協議会のところで、財源の収支の問題で庁舎の移転問題、西山さんが詳しく言うから、私はそんな細かいこと、具体的でないことをなぜ聞くんかと言うたら、いろいろ言われたけれども、しかし、予算上はもう年度を上げて、ある程度計画を持っておられるんですね。ですから、そこら辺は全員協議会でなくて本会議で、めどは、庁舎の移転は大体どのぐらいでどうなるかということの答弁を求めますが、いかがですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）先ほども答弁いたしましたように、県の調整がまず1番ということで、本庁の方とのいろんな折衝のある程度の見通しがついた時点で発表する時期じゃないかと私は考えておりますので、できるだけ、それがわかり次第皆さんにお知らせしたい、こういうふう考えております。

○議長（原田）暫時休憩いたします。再開は14時45分です。

~~~~~○~~~~~

午後2時24分 休憩

午後2時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（原田）休憩前に引続き本会議を再開いたします。一般質問を続行いたします。6番、桑原議員。

○6番（桑原）6番、桑原でございます。本日は、大きく分けて3点質問いたします。

その大きな1番、福祉厚生事業等について。

その1、医療難民対策について。医療改革による医療病床の大幅な削減が見込まれております。海田町における医療難民対策について尋ねるものでございます。

その2、子育て支援対策について。海田町における子育て支援の具体策についてお尋ねいたします。また、社会問題化している、子どもを虐待から守るための取り組みにつ

いてはどうでございましょうか。

その3、海田市駅エレベーター新設工事等について。海田市駅エレベーター新設工事の進捗状況及び今後の見通しについて町長のご所見を尋ねるものでございます。また、事故防止のため急を要します海田市駅のホーム段差の解消に向けての関係者への働きかけ、また進展ぐあい等についてはどうですか。

大きな2番、海田市駅南口土地区画整理事業等について。

その1、実行見込み予算について。平成18年度における当該事業予算の実行見込みについて、町長の所見を問うものでございます。

その2、建築制限の解除について。当該土地区画整理事業の除外地域における建築行為等の制限などの制約を解くための関係者への働きかけや進展ぐあい等についてお尋ねするものでございます。

その3、中心市街地活性化事業について。中心市街地活性化法の改正、海田市駅前土地区画整理事業計画の変更等に伴いまして海田町中心市街地活性化基本計画の見直し、改正等について町長のご所見を問うものでございます。また、海田市駅南口土地区画整理事業との関係はどうなるのでしょうか、お尋ねします。

大きな3番、町行政の取り組み課題についてでございます。

その1、行革。行政改革の取り組み・進捗状況、検討中、実施中のものもありますが、これについてお尋ねいたします。特に、次に述べます進捗状況、問題点等についてはどうでしょうか。(1) 電子入力システムの導入。(2) 行政評価システムの導入。(3) パブリックコメントの導入。(4) 電子申請システムの導入。

その2、行政成果について。住民意見等の町政への反映実績及びそれに伴う改革・改善等、行政運営の成果を尋ねるものでございます。以上です。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）桑原議員の質問に対して答弁いたします。

まず、福祉厚生事業等についての質問でございますが、1点目の療養病床の削減に伴う医療難民対策につきましては、このたびの医療改革による療養病床の再編成では、入院をされている患者の状態に応じ、病床の機能に応じた再編を行うこととし、医療の必要性の高い方々については医療保険適用の療養病床に引続き入院ができるようになっております。また、医療の必要性の低い方々については、こうした患者を受け入れている療養病床が今後6年間に老人保健施設等に転換することにより、主な受け皿となること

や、訪問看護などの地域ケア体制の整備を計画的に進めることになっております。こうしたことから、ご指摘のような療養病床の削減による医療難民が発生することはないものと考えておりますので、本町といたしましては、現在のところ、特段の対策は考えておりません。

次に、2点目の子育て支援対策につきましては、子育てのしやすいまちづくりとして、児童手当の給付対象年齢の引き上げ、乳幼児等医療費の入院医療費の年齢の拡大、子育て支援センターでの育児のための講座の充実を行っているところでございます。また、子どもの安全対策として町の巡回パトロールや、地域・保護者が一体となって不審者からの被害防止のための取り組みも行っているところでございます。このほか、子育てガイドづくり、子育て情報の提供なども行っております。また、児童虐待に関しましては現在、保健センターにおいて新生児訪問や乳幼児健診を通じて虐待予防の取り組みを行っているところでございます。しかし、児童虐待が起こった場合を考え、子育て支援室を中心に、保健センター、保育所、学校等の関係者による連絡調整会議を設けることとしております。ケースに応じては警察関係者や子ども家庭センターの専門員も加わった虐待防止のためのネットワークを構築したいと考えております。

次に、3点目の海田市駅エレベーター新設工事につきましては、進捗状況は、先ほど行政報告で申し上げましたように、JRと工事实施の協議が調い、現在、工事の仮契約まで行っております。本会議におきまして契約締結についての認定をお願いしているところでございます。なお、エレベーター設置後の関連施設の管理等につきましてもJRと協議を進めております。海田市駅のホーム段差の解消に向けての関係者への働きかけや進展ぐあいにつきましては、前議会で申し上げましたように、現在、国・県を交え、JR西日本と交通バリアフリー法に基づく整備の時期や財源の確保等の協議を進めております。

続きまして、海田市駅南口土地区画整理事業等についての質問でございますが、まず、1点目の平成18年度における事業予算の執行見込みにつきましては、行政報告で申し上げましたように、地元の方々のご意見、ご協力を得ながら海田市駅南口地区のまちづくりに取り組んで行く中で、予算執行できるものから順次業務発注等を行う予定でございます。

次に、2点目の土地区画整理事業の西地区における建築行為等の制限などの制約を解くための関係者への働きかけや進展ぐあいにつきましては、現在、事業区域内には土地

区画整理事業第76条の建築制限がかかっておりますので、できる限り早期に、東地区の区画整理事業及び西地区のまちづくり計画を進めるための法的な手続きを同時期に行い、西地区の建築制限の解除に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の中心市街地活性化法の改正、海田市駅南口土地区画整理事業の変更等に伴う海田町中心市街地活性化基本計画の見直し、改定等についてでございますが、本年8月22日に改正中心市街地活性化法が施行されたことに伴い、本町が旧中心市街地活性化法に基づき策定した基本計画は基本的には白紙となります。この改正中心市街地活性化法に基づいて、今後市町村が基本計画を新たに策定する場合、旧中心市街地活性化法と違い、国が成果を見込める認定が必要であり、認定基準が非常に厳しい事業となってまいりました。町といたしましては、現在の財政状況を踏まえ、今後、活性化事業につきましては新たに基本計画を策定することはいたしません、海田市駅南口土地区画整理事業計画変更の見通しが立った後、まちづくりの全体像の中で市街地開発事業として区画整理事業を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、行政改革の取り組み・進捗状況についてのご質問でございますが、1点目の電子入札システムの導入につきましては、広島県の共同利用システムの活用を考えておりますが、このシステムには入札参加資格申請及び電子入札のシステムがあります。このうち入札参加資格申請システムは、次回平成20年11月の資格申請受け付け時から運用できるように考えております。電子入札システムにつきましては、入札参加資格申請システムに比べて導入に多額のコストがかかりますので、既に導入している自治体の運用状況等を参考にして検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の行政評価制度の導入につきましては、政策、施策、事務事業という3つのレベルでの導入がありますが、規模の小さな自治体においては事務事業評価から取り組むところが多く、本町においても当面、事務事業評価制度の導入について検討していきたいと考えております。また、評価の方法も、実施している自治体でその実施方法も様々であり、本町の実態に合った方法を現在検討しているところであり、導入後も改善を行いながら制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目のパブリックコメントの導入についてでございますが、町が住民生活に広く影響を及ぼす重要な施策等を立案する際に、町民をはじめとする多くの方から意見を求め、提出された意見を考慮して施策等についての意思決定を行うものであり、現在、平成20年度からの実施に向け、その方策について検討しているところでございます。

次に、4点目の電子申請システムについてでございますが、このシステムを導入することにより、インターネットを通じての申請、届け出、施設予約等が可能となり、住民サービスの向上が図られることから、来年度に広島県の共同利用システムを活用する方向で現在検討を進めております。

次に、住民意見等の町政への反映実績と成果につきましては、現在、住民意見等を町政へ反映する手法として、タウンミーティング、町長のぶらり訪問、まちづくり掲示板及び意見箱を設置するなど、住民の皆様のご意見やご要望を広くお聞きすることに努めております。なお、本年8月末現在の実績でございますが、タウンミーティングは5回、町長のぶらり訪問は9回実施しており、また、まちづくり掲示板には76件、意見箱には71件の投書がございました。これらの機会を通じて皆様からいただいた貴重なご意見等は、各担当課に周知の上、対応策等を検討し、可能なものから順次実施しております。今後とも、より一層住民の皆様の声を町政に反映し、協働のまちづくりを推進してまいりたいと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）再質問いたします。大きな1番のその1、医療難民対策についてでございますが、町長のご回答があったように、今、社会的入院を解消するためと称して、全国の医療病床38万病床をこの6年間で、2002年度までですか、医療保険分の15万ベッドまで減らすという計画でございます。ご存じのように、病状を医療区分1から3までに区分して、入院は病状の重い人を中心に認めるということで、区分1の人が入院患者の50%を占めておると。この人たちを老人保健施設、有料老人ホーム、高齢者住宅、自宅介護に誘導していくということでございます。今おっしゃっていましたが、その辺は考慮すると言うんですけれども、卑近な例で、リハビリの質が違うにもかかわらず最高限度が181で頭打ちと。そのほか、脳・血管部の疾患については180日、呼吸器は90日というようにいろいろあるわけですが、要するに病状の回復期は医療ベッドで、2次期は介護保険施設とか自宅ベッドでという考えのようです。それで、医療ベッドから介護施設なり自宅に誘導するという事なんですけれども、介護施設の入所は何十番目、何百番目まで待たないといけない。ましてや、自宅介護のできない人もいます。要するに、受け皿がはっきりしていないのにどんどん進められて、そこで医療難民という言葉が生まれたわけですから、それをどうするかというのが今テレビとか新聞で一番問題になっているんです。今、町長の話では特段考えていないというご回答だった

んですけれども、ほかの自治体は一生懸命考えているわけです、新しい試みを。そういうのは人的にも財政的にも、従来のような訪問看護みたいなことではなくて、医療の充実した在宅介護に向けて新しい試みを皆研究しているという最中なんです。例えば通所のリハビリとか、医療ショートステイの集合住宅的なものを考えたり、いろいろやっているわけです。ですから、ベッドが削減されたからといって在宅療養介護に行くんじゃなくて、地方自治体はそれをよく考えて新しい試みについて研究をし、地方自治体の施策の中にどのように取り入れていくかということをご期待しているんです。そのようにテレビでも言っていますし、新聞でもそういう地方自治体に期待しているわけです。海田町はそんなことは考えていませんと言われるとちょっとがっかりするわけなんですけれども、本当に考えておられないんでしょうかということなんです。

それともう一つ、そういう新しい試みがないにしても、在宅介護を余儀なくされた人には在宅サービスの向上を図るとか、介護家族支援に関する施策等をいろいろ考慮して今現在も、金額は少ないですけども、やっておられるわけでしょう。そういう自治体のいろいろな施策について研究が行われているのに、海田町は何も考えていないということは、それで自治体として町民への期待に添えるものかどうか、そういうことがまず1点、再度お尋ねします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）桑原議員ご質問のいわゆる医療難民の方々、療養病床関係が38万病床減ってくるということで、その中にはいわゆる医療系、介護系があるわけがございますけれども、その38万病床のうち、減るのは実際には、残るのが15万床で、23万病床がなくなるわけです。そのうち、先ほども言いましたように、6年間でそれを解消していこうということで、この主な解消先は老健でもって解消する。プラスいわゆるグループホーム、ケアハウス、あるいは在宅での訪問看護等々で解消していこうという計画を今、国の方でされております。いわゆる国のケア構想を踏まえまして、今度、県がそれに基づく計画を19年度からつくっていく予定と聞いております。その計画を踏まえ、各自治体においては第4期の介護保険事業計画の中に実際の在宅でのそういう訪問看護等々を踏まえた在宅サービスを充実するような施策を検討していく。プラス、さっき言いました老健関係への転換等がございますので、それを踏まえて、実際に各市町においてどれだけの老健施設等に対応するものが要るのか等々の総合的な判断を第4期の事業計画の中に求めてくるものと考えております。そういうことで、新たな施策につままし

ては、今後、国・県が1つの指針を出しますので、それを踏まえて新たな施策を考えていきたいということで当面、本町においての取り組みについては状況を見ながら対応していきたいということでございます。

先進地的な市町の状況関係がありましたけれども、これにつきましても、この医療病床等の削減に伴う計画についてはこの第3期の事業計画の中にはその実態も恐らく入っていないと思います。これから第4期の中に入れて新たな構想をつくっていく、計画をつくっていくということになるものと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）早口で何かあれだったんですけども、要するにこの前のいろいろレクを受けた計画の中には、この6年間で38万を15万まで減らす、その対策は含まれているんですか、含まれていないんですか。

それと、それに含まれていないんですけども、はみ出たあれは2年間になるんですかね、6年だから。だから、その辺との兼ね合いで。今の話では、経過を見ながら検討していくというようなことをおっしゃったように思うんですけども、本当にこの6年間の間に対応できますか。町民の人は本当に大変なんです。私もそういう目に遭ったことがありますから、現に。おふくろとかがぐるぐる回されて、もうどうしようもないんです。結局自分の家に帰っても医療の不安が残るわけですよ。だから、そういう切実な町民の思いというのを経験なされた人が多い中で、何も考えていませんというのはあまりにも無責任のような気がするので、もう1度お願いします。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）早口で申し訳ございませんでした。第3期の事業計画につきましてはそういうことを含んでおらんかということなんですけれども、今回、国が、さっき言いました療養病床関係の削減を図る上での新たな計画をつくっていくと言っております。この6年間の中にそういうような、今の医療病床、医療的な治療等をされている病床関係の設備もいろいろ協議しながら、実際に老健あるいはケアハウスの方へかわる意向がないかと。その場合については何らかの財政支援をしようという国の方針があるみたいなんです。本町といたしましても、現段階ではその動向関係、各医療機関等、そういう施設がどういう方向に変わっていくのかということを見きわめる必要がある。その方針が6年間の中で決まりますので、第4期の中に、4期は20年度からつくっていくこととなりますので、その中に一定の方向性を加味するような国の方針が出てくるも

のと考えておりますので、現段階で私どもが言えるのは、国がそういう考え方を示しておりますので、国の方針に従って事務を進めていくということになろうかと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）次の子育て支援ですけれども、平成17年、去年の5月18日だったのですが、福祉厚生委員会が福祉保健部の方の事務業務の概要についてレクを受けたわけです。その資料の4ページとか24から26ページにかけて子育て支援対策に関する施策の概要が示されて、説明を受けたわけです。しかし、その後、平成17年度から5年間の国の少子化対策計画として、最新の「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。これは少子化社会対策基本法、これは平成15年に成立したわけですが、少子化社会対策大綱がそれを受けて平成16年に策定されました。これらの法や大綱の具体化が今の「子ども・子育て応援プラン」なんですけれども、従来の保育サービス中心の政策に新規施策を加えて市町村や企業の取り組みを促すというねらいがあります。海田町としてこの「子ども・子育て応援プラン」に値するような計画が策定されているかどうかということをお聞きしたいわけです。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）現在、町長の基本的な方針として、子育てのしやすいまちづくりということが大きな柱で行政を進めております。町におきましても、これも平成17年の3月に作成したものでございますが、海田町次世代育成支援行動計画「すこやかひまわりっ子プラン」というものがございます。これは平成17年度から平成21年度の5年間、町としてどういう施策を進めていくかということで、中身につきましては基本目標、基本施策、それから施策の方向性、そこらが5年間こういったことを進めていくというもので示してございます。これをご覧いただきますと、今後、町としての基本的な子ども育成プランと申しますか、そこらあたりがご理解できると思いますが、今後はこの施策の方向性に基づいて具体的な施策展開、これを、予算を見ながら具体的なものを出していくということになろうと思っております。実際に平成18年度につきましては、ご承知のように、不妊治療とか、あるいは学校の30人学級とか、あるいは医療費の若干の補てんとかというようなこと具体策を出しておるわけですが、今後もこのプランに基づいて新たな子育てプラン、新しいプランを出していきたいというふうに考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）誠に不勉強で申し訳なかったんですけども、それは福祉厚生委員会か何かに配付されたんですか。と申しますのは、先日、7月20日だったんですが、議員研修で九州の熊本県宇土市へ行ってきたんです。それで、子育て支援事業の取り組みについていろいろ調査をしてきたんです。それで、宇土の「すくすく応援プラン」とか、分厚い百二、三十ページのこのようなものをつくって、いろいろ勉強にはなったんですけども、これによりますと放課後児童対策事業、これは今、放課後児童健全育成事業に統一されたわけですけども、そのこと、それで、子育て短期支援事業、児童福祉事業、4番目には母子福祉事業。こういうように詳しくいろんな施策を計画プランとして掲げているんです。そういうような、今、理事がおっしゃったような内容は、それは私は見ていなかったの、誠に失礼したんですけども、そんな細かいことをきめ細かく掲げれば納得しますけれども。それでまた、それに対して今後、予算的に実行していく、ちゃんとやっていくのかどうかということの計画が知りたかったわけです。

○議長（原田）福祉保健部長。

○福祉保健部長（内田）先ほど理事が申しました次世代育成支援行動計画、こういうものをお配りさせてもらっていると思います。この中に具体的な施策の方向性、計画的なものを掲げておりますので、これを見ていただければ内容等はおわかりいただけますし、これを今後具体化した予算についてはこれから予算化していきたいと考えております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）要するに、それは我々に配っているわけですか。それじゃ、それは後で見てくださいけれども。

それと、子どもを虐待から守るための取り組みですけども、今、町長がおっしゃったように、いろいろネットワークを設けるとか、今の宇土市についても防止ネットワークの活用とか役割分担、専門員の配置とか、いろいろ5項目について課題を掲げております。そういうようなことで、現実には多くの要因が交錯して、プライバシーの問題とか行政措置のタイミングとか、世間から批判を受けやすいいろいろな問題にかかわり合うようなことが多いんですけども、今後共通した重要な課題ですので、その辺は研究をしてやっていただきたいと思います。

それから、その3の海田市駅のエレベーターについては行政報告で町長のお話がありましたから、それはそれとしてあれなんですけれども、海田市駅のホームの段差の解消に向けての働きかけについて、これはいつ事故が起きてもしようがないような状況なん

ですよね、今。エレベーターよりもこっちの方が心配なんです。事故が起きたら、海田町の玄関口であるところでそういう事故が起きたと。JR西日本は大きな事故を起こしていますからね。だから、またJRのためでもあると思うんです。それで、早くやらないといけないのはわかっている。いろいろと話し合いに行っておられるんでしょうけれども、今後対応していく上でJRの考え方というんですか、予定とか計画みたいなもの、そういうようなものがあるのかどうか、その辺の状況がわかればと思って質問したわけです。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）このバリアフリーの問題につきましては、先般の議会でも崎本議員からも恐らくご指摘を受けたと思いますが、その後2回ほど中国運輸局の方も行って、段差の高さが38センチもあるじゃないかということもあわせて、とにかく調査に行ってください。緊急にしてもらわなきゃ困るということを強く要望して今取り組んでいますので、改めて今後エレベーターの関係を含めて直接協議をしますので、強力に進めていきたい、こういうふうに思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それはいろいろと言ってやってもらっているのはわかるんです。わかるんですけれども、JRは本当にどう考えているんだろうかということなんです。何かこうすることで、あれは支社じゃなくて本社になるんですか、そういうところに、こういうことでやるようにしているとか、そういう計画というか、予定みたいなものの考え方があるのかどうかということなんです。行って言うのはわかるんです。わかるんですけども、JR自体がやります、やりますと言っていたんじゃない、がちが明かないですからね。エレベーターと同じですが。だから、どういう考え方でもって将来どうしようと思っているのか、その辺はわかりませんか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）この件も再三申し上げますように、桑原議員ご指摘のように、事故があったら責任がとれるのかというぐらい厳しいことを言って指摘をお願いしておるんですが、いつからするという返事は今のところもらっていない状況です。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）大きな2番の海田市駅南口土地区画整理事業等についてお伺いします。土地区画整理事業の除外地域、西地区の3.8ヘクタール、この点については実行見込み予

算はないんですね。考えておられないんです。補正を組んで何かやろうとなさっているようなこともないし、西地区については何も考えておられないというように今聞こえたんですが。

それと、今後どのように行政対応していかれるのかどうかということなんです。この前、6月議会で町長にいろいろ聞いたんですけれども、それはおまえの考えで、おれはそう考えていないとか、時期がまだ尚早だからちょっと待ってくれとかというような話ばかりだったから、そんなんじゃ話にならないということで、県に行ったんです。県に行って1時間近く話し合いをしたんです。16年度末以来今まで1年6カ月です。県と町だけで協議した内容を、説明がないんですから、教えてくださいと言って行ったんです。そうしたら、県は、町の方で話していないなら、県の方は話すわけにいかないから、あなたは議会に関係があるのなら、町長に議会で聞いてくれと言うんです。そういうことで、1年6カ月の間に何を協議して、今日行政報告がありました、その1年半もかかってあれだけのことなのかなというのは住民として納得できませんよね。建築制限の許可のこともありますし。それで、遅くとも去年の11月1日に海田市駅南口土地区画整理事業の評価監視委員会が開かれて、これはニュースにも出ましたね。事業計画を見直し、事業計画区域を縮小する、そのことは妥当である、そういう答申が出されたんです。その時点で実質的には区画整理事業区域から除外されるとみなしていくというのが通常なんですよ。そういつて評価委員会でもそうなっているし、町長はそれ以前に東の方を先にやりますよと言って、西はもうやめたみたいなことの説明会であったわけですから、そういう除外されたとみなされるわけですから、その時点で区画整理法の適用外になると思いますよ、だれでも。それで、そこで都市計画法の範疇に入るわけです。それが、実質的には全く意味がないのに、全体にかかっているんだと行って、まだ審議会は生きているとか何とかと言っているんですけれども、現実のそれと土地区画整理事業の監視委員会でもう結論を出して了解を得て、新聞まで全部出ているわけでしょう。だから、全く現実性がないんですよね。ですから、町と県との協議が今までかかったのは何ですか。町長の行政報告にあるようなことを1年半もかけて、町民にも知らせないで、それでもちょっと待て待てと言って、要するに何が、内容はどんなことであって、どういう点が問題点であって1年半も説明できなかつたのか、その辺を。県は聞けと言うんですから、だから、聞きます。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）土地区画整理事業の5.8ヘクにつきまして、県・国と調整をしながら1年余りたってきたということなんですけれども、これにつきましては日本でも例のない、土地区画整理事業を縮小して残りの区域については外すという、県においてもないような事業を進めてまいりました。そういった関係で、調整が非常に難しい。それで、東街区の区画整理事業を今、監視委員会の方でも2ヘクで進めてくださいということなんですけれども、それに伴って西街区の3.8ヘクについてもまちづくりをなさいたいということが条件としてなっております。県においてもそういう条件がなっております。そういう中でいろいろと調整していく。国庫補助事業とかいろんな問題の事業費をもらっていますけれども、そういう中で今、時間がかかってきたということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）同じ回答なんですよ、ずっと、そういう話。県が聞けと言うんですけれども、そういう回答じゃ納得できませんわね。1年半もかけてそういうこと、町民にも知らせないで県と町だけで進めたことを。

それで、質問を変えまして、県も町も、この前も県に行ってそうだったんですが、住民のためにまちづくりをやるんだと。それで、住民の協力を得て住民とともにやりますよと言うんですよ。これを進めていくとおっしゃるわけ。それで、1年半もの間、県と町での協議の内容とか問題点を説明もなくて、まだ発表する時期まで来ていないから、ちょっと待てとおっしゃる。このような、県と町だけで、住民の説明もない事業の進め方というのは、住民のためのまちづくり、住民の協力を得て住民とともに進めるまちづくりと本当に考えておられますか。そんなの、そういうまちづくりの意味ですか、海田町が考えていることは。1年半ですよ。17年度は全然何もしなかったんです。今年ももう半年過ぎたじゃないですか。それでいて、まちづくりを町民のためにやりますとか、協力を得てやりますとか、今、町長もそうおっしゃった。だけど、住民をばかにしていますよ、これは本当に。県の方は、町の話だから、わしゃ知らんみたいなことをおっしゃるんです。でも、考えてください。建築制限の問題とかいろいろあるわけですからね。先ほど申し上げたように、去年の11月1日に評価監視委員会でもう結論を出したんですからね。その時点で都市計画法の範疇に入っていないんだと。そういう解釈ができるじゃないですか。県もそれは否定しなかったですよ。全体がもう都市計画法の方に動いているんです。要するに区画整理法はもうやめた、東だけにしますと言った途端にもう枠が外れているんです。だから、審議会をおやりになるとか何とかというの、区画整理法

の56条の4項ですか、あれで、任務が終了したら廃止したものとするを書いてあるんです。だから、県に、廃止しているものとするを書いてあるじゃないかと言うたら、それは書いているからおっしゃるとおりかもしれんけれども、道義的に何とかがあるからという話なんです。道義的にというのはちょっとね。日本は法治国家ですよ。法律で動いているんです。道義的というので、任命された人に黙って進めるわけにいかないから、それは町に帰って聞いてくださいということだったんですけれども。なかなか、それにしても1年半も何もしないで、説明もしないで、まちづくりで町民とともにやりますとか町民のためにやりますとかと言われても、ちょっとおかしいと思いますよね。その辺はどうですか。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）確かに1年半かかっておるわけですが、少しご説明をさせていただきますと、今、話の出ました評価監視委員会、これの答申については、西街区については中止をしていだろうという判断は出たわけですが、それでもって区画整理の区域の変更ができるというものではございません。あくまでこれは評価監視委員会の意見であって、それを実施していくためには西街区の3.8ヘクタールの部分をそのままではなくて、それでは、どうまちづくりをしていくのか、これを決めませんと、この全体の区画整理の区域5.8の縮小、これができないわけでございます。今まで西街区の3.8ヘクタール部分について、具体的に申しますと、区域から外していくために、それでは、現在あるまち、道路、そこらあたりをどういうふうな手法でもってどういうふうな道路形態をつくっていくか、あるいは拡幅していく部分もあるでしょうし、あるいは新設をする道路もあるでしょう。そういった部分を県と協議しながら今まで詰めてきたというものでございます。これが1年半かかっておるわけですが、大体県とそこらあたり、これなら区画整理の部分の縮小が可能であろうという回答を現在いただいておりますので、近々、まずこの区画整理審議会、これはまだ生きておりますから、これに話、内容をさせていただきますして、それから地域の方々に、西街区については区画整理の区域からは外しますけれども、こういうまちづくりをさせていただきたいということのご説明をさせていただく。そうした中で、いろいろとまた地元の方のご要望もあろうかと思えます。そういったことをお伺いしながら、手直しできる部分は手直しをし、今後、現在区画整理のための私権制限がかかっておりますが、そういったものも外していくという段取りになるかというふうに思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）長々とおっしゃったんだけど、それは6月以前の回答ですよ。それはよくわかっているから言っているんです。だから、余り言いたくありませんけれども、じゃ、なぜその間にこういう、この前も申し上げたように、途中でそれを話せばいいじゃないですか。こういう点で問題になっているんだと。どうして言えないんですか、それを。だから、町民に秘密にしないといけないようなまちづくりってあるんですか。おかしいじゃないですか。だから言っているんです。この前申し上げたからあれですけども、そういう今おっしゃったような説明をもう少し11月1日ぐらいにちゃんとやってもらえば、ああ、じゃ、もう少し待ちやいいんだなということになるのに、今までずっとほうっておいて、出てきたものは、今日の行政報告を見て、何だ、たったこれだけなのかと。1年半何をやっていたんだと県庁に私は言いました。そうしたら、それは町の方の問題だから、私の方は町の方からもらったらちゃんと相談に乗るだけだと言われれば、それはまあそうですよねと。町のことまで県がどうのこうのということは言えませんからねということで私は引き下がったんですが。今のような話をずっとこの1年半の間におっしゃっているの。時間があれだから、水かけ論みたいな話になるので。ただ、まちづくりということについて申し上げておきたいんですが、今年の2月7日に、これは同志社大学の真山教授が来ておっしゃったでしょう、まさに。あのことを皆さん聞いておられるでしょう。まちの主催でやったんですよ。今私が言ったようなことをちゃんと結論で言うておられるんですよ。町がちゃんとリーダーシップをとるべきだと。個人よりも組織の方が情報量が多いんだから、行政官がたくさんおるんだから、案をちゃんとつくって早急に住民の人と相談してまちづくりを共有すべきだと言って結論に書いてあるんですよ。それをずっと隠しちゃってというか、説明もしないでずっとほうっておいて、それでまちづくりをともにやりますとか住民のためにやりますと言われても、疑心暗鬼になるんですよ。ということです。

それと、2番の西地域の建築制限の解除についてですけども、6月議会でも質問しましたので、18年度中に建築制限を解除すると町長が約束してくださいました。それはちゃんとこの前もそうだとおっしゃったんですけども、そのために今後の行政上の進め方というんですか、スケジュール、実行段階に至る手続き等についてお考えをお示してください。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど理事が説明いたしましたように、9月の中旬に土地区画整理審議会の方へ素案をお出しします。その後、地元説明会に入らせていただいて、皆さんとまちづくり、道路計画なりそういうものを行って行って、18年度までには今の建築制限が解除できるように法的な手続きを得たいということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）それじゃ、そういうことなので。審査委員会というのは法的に効力があるんですかね。現実には西はもう入っていないんですよ。東をやるというのは、地権者が4人しかいない。だから、東の方をやってもらうのは結構なんですよ。我々は西の方のことばかりしか考えていませんからね。西については今から建築制限を解除するかどうか話をしますということなんですけれども、そんなことを、今、理事がおっしゃったように、今こういう状況にあるということがわかっておればいいんですけれども、急に今になって素案を示しますとか言われても、示すだけで、手続きとか何かは実際にもう制限撤廃よというのはいつごろになるんですか。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）おっしゃられるとおり、町の方針としては西地区を他の手法によって整備していくということは固まっています。ただ、この区画整理事業におきましては土地計画決定をしております。その決定がある以上は、この事業が変更できません。また、区画整理事業の事業計画の決定もやっております。これらの各々の法的な変更手続きを行わないと、対外的にもこれがもう西を縮小するんだというようなことにはなっておりません。そういうことで時間もかかったわけですが、そういうことで、どういたしますか、これからそういう手続きをやって、その建築制限等々を名実ともになくしていくという行為がまだ残ってございますので、そういう中で西地区のまちづくりというものを計画立てて、これが代替案ですよというような中でその計画決定の変更をなしていくということになってまいります。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）何と言ったらいいんですかね。もう1年半前には、3月の説明会のときには、住民の意見を聞くのは何もないんですよ。制限撤廃がいつになるのかと言っているわけです。だから、今からそういう手続きをやりますよじゃなくて、もうしてくれと言っているんだから、その手続きはいつになるんですかということなんです。だから、実行されるのはいつなの。今からそれを考えるんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）先ほど申しましたように、18年度中には西街区の方のまちづくりもきちっとしてそういう法的な手続きをやっていきたいということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）中心市街地活性化事業については、今質問申し上げたように、町長のお考えでは見直していくということですね。ただ、ちょっと気になったんですが、基本計画は変更しないとおっしゃったね。聞き間違いかな。法律が改正になったんですよ。あれは5月31日に通ったんだな。それで、今、町長のおっしゃったように、8月21日から施行されるということになったんですよ。だから、法律が変わったのに基本計画は変えないでいいのかな。その辺はどうですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）中心市街地法の8月22日の改正に伴って、旧中心市街地活性化基本計画、これは一応白紙になりました。それで、新たに改正中心市街地活性化法に基づく改正基本計画を策定しようとするれば、相当量のいわゆる財政負担、それもありますし、今度は事業の一個一個を国が認定するということになります。そうした中で、旧法の基本計画と同じような基本計画を作成するという事は本町にとってほとんど不可能に近い状態だという状況でございます。というのが、広島県においてもそういう基本計画を作成するのは福山、広島等々の相当大きい都市でないと、この新しい活性化法ができないような状況になっております。その中で、今言ったように、新しい活性化法に基づく基本計画につきましては本町としては作成する予定がございませんということでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）今までのTMOがへったくれじゃのというのはもうだめだから、今度は住民の意思を尊重して町がつくるようになるんですよ、基本的には。だから、そのときに法の改正に基づいて今までの基本計画は、今おっしゃったとおり、白紙にしますというんでしょ。白紙にしますとって、新しく基本計画はつukらないというのがよくわからないんです。それじゃ、白紙にしっ放しですか。その辺はどうなんですか。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）海田町の駅を中心とするまちづくりです。この辺につきましては、今言ったように中心市街地活性化法、新しいものではなくていわゆる都市再生整備計画等

の別手法を使って整備、まちづくりを行っていくということになろうと思います。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）また新しいことをおっしゃったですね。中心市街地活性化事業ではない方法をとるとのことですか。何か今、新しい法律の適用みたいなことをおっしゃった。

○議長（原田）建設部長。

○建設部長（児玉）新しいいわゆる中心市街地活性化の基本計画に基づく基本計画はつくらないということでございます。そのまちづくりの基本計画、いわゆる中心市街地の基本計画の中の一部をとったような事業として都市再生整備事業というのがございまして、それに対する計画書は検討してまいりたいと思っております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）ちょっとそれはあれですね。今の今までの基本計画は白紙に返すというのはどういう意味。ちょっとわからないですね。あるものを、よその法律の一部分だけ持ってきて、こっちの方は、基本計画は全部白紙に返すと言っておきながら。何かよくわからないですよ、おっしゃっていることが。わかりますか、皆さん、本当に。

○議長（原田）都市整備課長。

○都市整備課長（久保）旧中心市街地活性化事業、これは全国的に数たくさんの市町が実施してまいりました。こういう中で、先ほど議員が申されましたTMO等で商業の活性化とかハードの整備、いろいろなメニューを掲げてやってまいったわけでございますが、いろいろその基本計画に基づく事業の実施が困難な都市が多うございまして、このたび新しい活性化事業案が出てまいりました。それで、先ほど町長も申しましたように、このたびの事業の新しい基本計画を策定しても、これまでは策定すればその事業メニューが採択していただけるというような格好になっておったんですが、これを一つ一つ国の方で吟味いたしまして、精査いたしまして、国がこれならできると判断できる場合のみ事業採択となってまいります。そういうことで、全国的にも、県下で2カ所か3カ所というような、この新しい事業に対する説明会でも説明がございました。県下で2カ所か3カ所でございます。そういう中でなかなか町という小さな団体では難しいということがございまして、それと財政的なものも相まって、町としては、新たに出てまいりました、先ほど部長が言いました再生事業というもので事業を進めていこうというふうに方針を変更したものでございます。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）時間がなくなっちゃったんですけれども、大きな3番の2番、住民意見等の町政への反映実績に伴いまして、改革・改善等の行政運営の成果についてご回答いただいたんですけれども、結論的に申して、タウンミーティングが5回、町長ぶらり訪問が9回とか、掲示板が76件とか、実績をおっしゃったんです。実績のそういうのはいただいたんですが、ただやった、やったというだけで、情報収集したというだけに終わってはいないんですかということをお願いなんです。それをどういう形で行政の実行に移したのか。まだ行政評価が来年度だから、これはまた苦しいんですけれども、導入されていないので、行政成果といいますか、住民へどういう点で寄与がなされたのかということが知りたいんです。要するに、町長のぶらり訪問がどうだの、タウンミーティングを5回やったというのはよくわかるんですよ。わかるんですけども、果たしてそれがただ聞くだけではなくてどういう形で実行面に移されているかということ、そういう意味で言っているわけ。おやりになっているのはもうわかりますよ。いろんな、月刊紙の「かいた」でも出ていますし、やり方まで書いていますから、わかるんです。本当にやっただけではなくて町民に還元されているかねということなんです、その意見が。その辺はどうですか。

○議長（原田）町長。

○町長（山岡）タウンミーティングとかぶらり訪問を何回もやっただけではないということは確かにそうなんですけれども、実際当面するグループなんかと一緒に話をしてみましたら、我々が今まで思っていないようなことがたくさん要求なり、町の方針を聞いてくるわけですよ。今までそれを即実行に移したこともかなりありました。できるものはすぐやっていくということを含めて、立場立場で、例えば陶芸の会とか、子育ての会とか、図書館の勉強をする会とか、いろいろ立場が違いますので、何が何ぼまでやったという数字的な数字はなかなか難しいけれども、各方面でのいろんな意見を貴重な意見として私としては反映できたというふうに考えています。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）もう時間がありませんけれども、パブリックコメントシステム導入、これを前倒しはできませんか。

○議長（原田）企画課長。

○企画課長（大久保）パブリックコメントにつきましては、町の基本的な制度等の条例制定とかに意見を聞くとかといったような、町の重要な施策・政策にかかわってくる問題

ですので、住民参加の方法等をきっちり決めて実施したいと思っております。したがって、今の予定では平成20年度からの実施という予定にさせていただいております。

○議長（原田）桑原議員。

○6番（桑原）だから、早くやった方がいいんじゃないかと言っているんですよ。重要課題がいっぱいいろいろあるでしょう。今の循環バスの変更がどうだの、都市区画整理事業の計画の変更とか、中心市街地活性化での改正、JRの立体化事業、いろいろ問題は山積しているんですよ。だから、そういうパブリックコメント制度をだからこそ早く導入して、そういう大きな問題に対して対処していくべきじゃないかということで、前倒しにならんかと言っているんですよ。だって、行政評価なんかだってどうにもならないですか。まだつくっていないんだもの。今までやったのは行政評価できないの。そう言って逃げられたらしようがないもんね、我々は。よその自治体は行政評価を皆ちゃんとやっていますよ。パブリックコメント制度にしても、これは7年前につくられているんですからね。どうしてできないのかなと思うんですがね。

○議長（原田）理事。

○理事（山本）現在、今年度の機構改革の中でまちづくり推進課を設けております。こちらの課の方に住民参画条例、これを研究するように指示をしております。できれば来年度あたり早々にはこの住民参画条例を提案させていただければというふうな思いでおるんですけども、今回、合併50周年記念云々の事業の中ですこしおくれておるようでございますが、この住民参画条例とあわせてパブリックコメント、ここらあたりが兼ね合ってまいりますので、そういった総体的な中でできるだけ早く導入できるよう努力をしていきたいというふうに思います。

○議長（原田）本日の議事日程は終了する見込みがございませんので、本日はこれにて延会といたします。なお、明日も午前9時から本会議を開会いたしますので、ご参集ください。本日はご苦労さまでございました。

午後4時00分 延会